

欧州連合
欧州議会及び理事会規則(EU) 2024/2822
欧州連合意匠に関する規則 2024年10月23日公布

共同体意匠に関する理事会規則(EC) No 6/2002 を改正し、
委員会規則(EC) No 2246/2002 (意匠手数料規則) を廃止する。

目次

前文

第I章 総則

第1条 欧州連合意匠に関する2001年12月12日の理事会規則(EC) No. 6/2002

第2条 欧州連合知的財産庁

第2a条 行為能力

第II章 意匠に関する法律

第1節 保護要件

第3条 定義

第4条 保護要件

第5条 新規性

第6条 独自性

第7条 開示

第8条 技術的機能によって律せられる意匠及び相互連結の意匠

第9条 公の秩序及び道徳に反する意匠

第2節 保護の範囲及び存続期間

第10条 保護の範囲

第11条 無登録EU意匠に係る保護の開始及び存続期間

第12条 登録EU意匠に係る保護の開始及び存続期間

第13条 削除

第3節 EU意匠の権利

第14条 EU意匠の権利

第15条 EU意匠権に係わる権利主張

第16条 登録EU意匠の権利についての判決の効果

第17条 EU意匠の登録所有者に関する有利な推定

第18条 意匠創作者として名称表示を受ける権利

第18a条 保護の対象

第4節 EU意匠の効果

第19条 EU意匠によって付与される権利

第20条 EU意匠によって付与される権利についての制限

第20a条 修理条項

第21条 権利の消尽

第22条 登録EU意匠に関する先使用権

- 第23条 政府使用
- 第5節 無効
 - 第24条 無効宣言
 - 第25条 無効理由
 - 第26条 無効から生じる結果
- 第6節 登録表示
 - 第26a条 登録記号

第III章 所有権の対象としてのEU意匠

- 第27条 EU意匠の国内意匠権としての取扱
- 第28条 登録EU意匠の移転
- 第28a条 移転に関する委任行為の採択権限
- 第29条 登録EU意匠に関する物権
- 第30条 強制執行
- 第31条 破産手続
- 第32条 ライセンス許諾
- 第32a条 ライセンス及びその他の権利を登録簿に記載する手続
- 第33条 第三者に対する効力
- 第33a条 ライセンスその他の権利の登録の抹消又は変更の手続
- 第34条 所有権の対象としての登録EU意匠の出願

第IV章 登録EU意匠の出願

- 第1節 出願書類の提出及びその条件
 - 第35条 出願書類の提出
 - 第36条 出願が遵守すべき条件
 - 第36a条 出願に関する委任行為の採択権限
 - 第37条 複数意匠出願
 - 第37a条 複数意匠出願に関する委任行為の採択権限
 - 第38条 出願日
 - 第39条 EU出願と国内出願との同等性
 - 第40条 分類及び物品の特定
- 第2節 優先権
 - 第41条 優先権
 - 第42条 優先権の主張
 - 第42a条 優先権主張に関する委任行為の採択権限
 - 第43条 優先権の効果
 - 第44条 博覧会優先権
 - 第44a条 委任行為の採択権限

第V章 登録手続，更新及び訂正

- 第45条 出願のための方式要件に関する審査
- 第46条 削除
- 第47条 不登録理由
- 第47a条 出願の取下及び補正
- 第47b条 出願の補正に関する委任行為の採択権限
- 第48条 登録
- 第49条 公告
- 第49a条 公告に関する委任行為の採択権限
- 第50条 公告の延期
- 第50a条 延期期間後の公告
- 第50b条 登録証
- 第50c条 委任行為の採択権限
- 第50d条 更新
- 第50e条 訂正
- 第50f条 委任行為の採択権限
- 第50g条 名称又は宛先の変更
- 第50h条 名称又は宛先の変更に関する委任行為の採択権限

第VI章 登録EU意匠の放棄及び無効

- 第51条 放棄
- 第51a条 放棄に関する委任行為の採択権限
- 第52条 無効宣言を求める申請
- 第53条 申請の審査
- 第53a条 無効宣言に関する権限の委任
- 第54条 侵害者とされている者による無効手続への参加

第VII章 審判請求

- 第55条 審判請求の対象とすることができる決定
- 第55a条 審判請求手続に関する権限の委任
- 第56条から第61条まで：削除

第VIII章 EUIPOにおける手続

第1節 通則

- 第62条 EUIPOの決定及び通信
- 第63条 EUIPOの職権による事実審査
- 第64条 口頭審理
- 第64a条 口頭審理に関する権限の委任
- 第65条 証拠調べ
- 第65a条 証拠調べに関する権限の委任
- 第66条 通知

- 第66a条 通知に関する権限の委任
- 第66b条 権利失効の通知
- 第66c条 EUIPOへの連絡
- 第66d条 EUIPOへの連絡に関する権限の委任
- 第66e条 期限
- 第66f条 期限の算定及び期間に関する権限の委任
- 第66g条 錯誤及び明白な落丁の訂正
- 第66h条 登録簿における登録事項の抹消及び決定の取消
- 第66i条 登録事項の抹消及び決定の取消に関する委任行為の採択
- 第67条 原状回復
- 第67a条 手続の継続
- 第67b条 手続の中断
- 第67c条 手続の再開に関する権限の委任
- 第68条 一般原則の援用
- 第69条 金銭債務の消滅

第2節 費用

- 第70条 費用配分
- 第70a条 費用の最大料率に関する委託行為の委任
- 第71条 費用の額を定めた決定の執行

第3節 加盟国の公衆及び当局への情報提供

- 第72条 EU意匠登録簿
- 第72a条 データベース
- 第72b条 決定へのオンラインアクセス
- 第73条 定期刊行物
- 第73a条 定期刊行物に関する委託行為の委任
- 第74条 包袋の閲覧
- 第74a条 包袋の閲覧手続
- 第74b条 包袋に含まれている情報の伝達
- 第74c条 包袋の保管
- 第75条 行政上の協力
- 第76条 削除

第4節 代理

- 第77条 代理に関する一般原則
- 第78条 職業代理人
- 第78a条 職業代理人に関する委託行為の委任

第IX章 EU意匠に関する訴訟の管轄権及び手続

第1節 管轄権及び執行

- 第79条 民事及び商事事件における管轄権並びに判決の承認及び執行に関するEU規則の適用

第2節 EU意匠の侵害及び効力に関する紛争

- 第80条 EU意匠裁判所
- 第81条 侵害及び有効性に関する管轄権
- 第82条 国際管轄権
- 第83条 侵害に関する管轄権の範囲
- 第84条 EU意匠に関する無効宣言を求める訴訟又は反訴
- 第85条 有効性の推定—理非に関する抗弁
- 第86条 無効判決
- 第87条 無効判決の効力
- 第88条 適用法
- 第89条 侵害訴訟における制裁
- 第90条 保護措置を含む暫定措置
- 第91条 関連訴訟に関する特則
- 第92条 第2審EU意匠裁判所の管轄権—更なる上訴

第3節 EU意匠に関するその他の紛争

- 第93条 EU意匠裁判所以外の国内裁判所の管轄権に関する補足規定
- 第94条 国内裁判所の義務

第X章 加盟国の法律に対する効果

- 第95条 EU意匠及び国内意匠権に基づく並行訴訟
- 第96条 国内法に基づく他の保護方式との関係

第XI章 EUIPOに関する補足規定

第1節 通則

- 第97条 規則(EU)2017/1001 (EU規則) の適用
- 第98条 手続言語
- 第98a条 翻訳文の必要性及び基準に関する委任行為の採択
- 第99条 公告及び登録簿
- 第100条 長官の補充的権限
- 第101条 削除

第2節 手続

- 第102条 権限
- 第103条 審査官
- 第104条 登録担当部門
- 第105条 無効部
- 第105a条 構成員1名単独での決定に関する委託行為の委任
- 第106条 審判部

第3節 手数料及びその納付

- 第106aa条 手数料及び料金並びに納付期日
- 第106ab条 手数料及び料金の納付
- 第106ac条 納付がされたとみなされる日
- 第106ad条 不十分な納付及び超過納付の返還

第XIa章 意匠の国際登録

第1節 通則

- 第106a条 規定の適用

第2節 EUを指定する国際登録

- 第106b条 国際出願の出願手続
- 第106c条 指定手数料
- 第106d条 EUを指定する国際登録の効果
- 第106e条 拒絶
- 第106f条 国際登録の効果の無効
- 第106g条 更新

第XII章 最終規定

- 第107条 削除
- 第108条 削除
- 第110a条 EUの拡張に関する規定
- 第110b条 評価
- 第111条 施行

附則I 第106aa条第1)に規定する手数料の額

附則II 相関表

前文

欧州議会及び欧州連合理事会は、

欧州連合の機能に関する条約、特にその第 118 条(1)を顧慮し、
欧州委員会からの提案を顧慮し、
各国議会上に立法草案を送付した後に、
欧州経済社会評議会の意見を顧慮し、
地域委員会に諮問した後に、
通常の立法手続に従って行動し、

次の事情にかんがみ、本規則を採択した。

(1) 理事会規則(EC) No 6/2002 は、欧州共同体に特有の意匠保護制度を創設し、当該制度は、それ以来、欧州議会及び理事会指令 98/71/EC に従って調和された、加盟国における国内段階において意匠保護に関する国内法に従って利用可能な意匠の保護と並行した連合段階における意匠の保護を規定している。

(2) 「EU アジェンダ - より良い結果のためのより良い規則」と題する 2015 年 5 月 19 日の政策文書及び連合の政策を定期的に見直すという約束に沿って、欧州委員会は、一連の研究によって裏付けられた、総合的な経済的及び法的な評価を伴う、連合における意匠保護制度の広範な評価を行った。

(3) 理事会は、知的財産政策及び連合における意匠制度の改正に関する 2020 年 11 月 10 日の結論において、欧州委員会に対し、規則(EC) No 6/2002 及び指令 98/71/EC の改正案を提示するよう要求した。この改正は、連合における意匠に関する保護制度を近代化し、意匠保護を個別の意匠創作者及び事業体、特に中小企業(SME)にとってより魅力的なものにするために要求された。

(4) 共同体意匠制度の創設以来、当該制度が連合内及び第三国の個別の意匠創作者及び事業体によって受け入れられ、加盟国の国内段階における意匠の保護の有効かつ実行可能な補完又は代替となったことが経験により示されている。

(5) 欧州議会は、EU の復興とレジリエンスをサポートするための知的財産行動計画に関する 2021 年 11 月 11 日の決議において、現在の EU 意匠保護制度が 20 年前に設けられ、改正されるべきであることを指摘し、より大きな法的確実性を確保するために当該制度を更新する必要性を強調することにより、規則(EC) No 6/2002 及び指令 98/71/EC の改正案の提示を求める理事会の要求に同調した。

(6) しかしながら、国内意匠保護制度は、連合段階における意匠の保護を望まないか、又は国内保護の取得の障害に直面していなくても連合全域での保護を取得することができない個別の意匠創作者及び事業体にとって引き続き必要である。1 若しくはそれ以上の加盟国における国内意匠権、EU 意匠のみ又は双方の何れにせよ、如何なる種類の保護を取得しようとするかの決定は、意匠保護を求める各人にゆだねられるべきである。

(7) 意匠保護に関する連合の法令の評価により、依然としてその大部分が目的に適合していることが確認されたが、欧州委員会は、「EU の復興とレジリエンスをサポートするための知的財産行動計画—EU の革新可能性の最大限の活用」と題する 2020 年 11 月 25 日の政策文書において、EU 商標法令の改革の成功に続いて、制度を簡素化し、より利用し易くかつ効率的なものにする目的で、また、市場における新技術に関する進展を踏まえて規制の枠組を更新する目的で、意匠保護に関する連合法令を改正すると発表した。

(8) EU 意匠制度の改善及び修正と並行して、できる限り、連合全域にわたり意匠の登録及び保護のための同等の条件を創出するために、国内の意匠法及び慣行を更に調和させ、適切な範囲で EU 意匠制度に沿ったものにすべきである。これは、欧州議会及び理事会規則 (EU) 2017/1001 に定められている協力の枠組の下、意匠の分野における慣行及び手段の集約を推進するために、欧州連合知的財産庁 (EUIPO)、加盟国の中央産業財産庁及びベネルクス知的財産庁の更なる努力によって補完されるべきである。

(9) 規則 (EC) No 6/2002 で使用された用語をリスボン条約によって設立条約に導入された修正に適合させることが必要である。これは、「共同体意匠」を「欧州連合意匠」(以下「EU 意匠」という)に置き換えることを伴う。更に、規則 (EC) No 6/2002 で使用された用語を、規則 (EU) 2017/1001 の用語と整合させる必要がある。これは特に、「欧州共同体商標意匠庁 (Office for Harmonisation in the Internal Market (trade marks and designs))」という名称を「EUIPO」に置き換えることを伴う。

(10) EU 意匠制度の管理の補完として、意識を高め、連合段階において意匠保護を取得し、使用することの可能性、価値及び利益の理解を改善する目的で、EUIPO が当該制度を適切に推進することが基本的に重要である。

(11) 共同体意匠制度の創設以来、情報技術の発達により、物理的物体に具体化されていない新たな意匠が出現している。それにより、意匠保護を受ける資格を有する物品の定義を拡大して、物理的物体に具体化された物品、グラフィックに視覚化された物品又は内部若しくは外部環境を形成することを目的とする物品の空間配置から明らかである物品を明確に含めることが必要である。これに関連して、物品の特徴の動き又は遷移などのアニメーションは、意匠、特に物理的物体に具体化されていない意匠の外観に貢献することができることが認識されるべきである。

(12) 法的確実性を確保するために、EU 意匠の登録によって、当該意匠の登録出願に目に見える形で示され、公告によって公衆の利用に供される物品の意匠特徴の全部又は一部について、権利所有者に保護が付与されることを明確化することが適切である。

(13) 物品の意匠特徴は、EU 意匠の登録出願に目に見える形で示されていることの他に、意匠保護の恩恵を受けるために、特定の時点で又は特定の使用状況において見ることができない必要はない。複合物品の通常使用中に引き続き見ることができない必要がある複合物品の構成部品の意匠保護には、その原則の例外が適用される。

(14) 人工知能の助けを借りたものを含めた、様々な産業分野における 3D 印刷技術の展開の拡大、及びその結果、意匠権所有者がその保護意匠の違法な複製を実効的に防止することが困難になったことにかんがみて、保護意匠を侵害する物品を複製する目的で、意匠を記録した媒体又はソフトウェアを作成し、ダウンロードし、複製し、利用に供することが、権利所有者の許可を得ることを条件とすべきである意匠の実施を構成する旨を定めることが適切である。

(15) 意匠保護を確保し、模倣と実効的に闘うために、また、世界貿易機関(WTO)の枠組、特に関税及び貿易に関する一般協定(GATT 1947)第 V 条(通過の自由)、並びに後発医薬品に関しては 2001 年 11 月 14 日の WTO 閣僚会議によって採択された TRIPS 協定と公衆衛生に関するドーハ宣言に基づく連合の国際的義務に沿って、登録 EU 意匠の所有者は、第三者が物品を、連合内での自由な流通のために解放されることなく第三国から EU 内に業として持ち込むことを、当該物品が権利所有者の許可なしに登録 EU 意匠と同一若しくは本質的に同一である意匠を組み込んでいる場合又は登録 EU 意匠と同一若しくは本質的に同一である意匠がこれらの物品に適用されている場合に、防止する権利を有するべきである。

(16) その目的で、登録 EU 意匠の所有者が侵害物品の流入及び侵害物品があらゆる税関状況に置かれることを、当該物品が連合市場に出されることを目的としない場合にも、防止することが認められるべきである。税関当局は、税関管理を実施するに際し、権利所有者からの請求があったときを含め、欧州議会及び理事会規則(EU) No 608/2013 に定められている権限及び手続を利用すべきである。特に、税関当局は、関連する管理を、リスク分析基準を基にして行うべきである。

(17) 意匠権の実効的な行使を確保する必要性と適法な物品の取引の自由な流れを阻害することを回避する必要性とを調和させるために、登録 EU 意匠の所有者の権利は、EU 意匠が侵害されたか否かに関して実体的決定を下す権限を有する欧州連合意匠裁判所(以下「EU 意匠裁判所」という)において開始された手続中に、登録 EU 意匠の所有者が物品を最終仕向国の市場に出すことを禁止する権利を有さないことを申告者又は物品の所有者が証明することができる場合は、消滅すべきである。

(18) 登録 EU 意匠によって付与される排他権は、適切な一連の制限に従うことを条件とすべきである。認められる実施は、私的に、非商業目的で行われる行為及び実験目的で行われる行為の他に、引用又は教授行為を行う目的での複製行為、比較広告の文脈における参照のための使用及び論評、批評又はパロディの目的での実施を含むべきである。ただし、これらの行為が公正な取引慣行に合致しており、かつ、意匠の通常の実施を不当に害さないことを条件とする。芸術表現の目的での第三者による登録 EU 意匠の実施は、工業及び商業上における誠実な慣行に従っている限り、公正とみなされるべきである。更に、EU 意匠に関する規則は、基本的権利及び自由、特に表現の自由の完全な尊重を確保する方法で適用されるべきである。

(19) 欧州議会及び理事会指令(EU) 2024/2823 は、意匠が、複合物品の構成部品であって、複合物品の外観に構成部品の保護意匠が従属しているものを構成している物品に適用されているか又は組み込まれている場合に、複合物品の元の外観を回復する修理を可能にするために保護意匠を実施することに関して、加盟国の法律を調和させる。したがって、規則(EC) No 6/2002 に含まれている現在の経過的な修理条項は、恒久的な規定となるべきである。当該修理条項の意図する効果は、登録及び無登録の EU 意匠権を、複合物品の構成部品の意匠が複合物品の元の外観を回復する修理のために使用される場合に行使不能にすることであるため、修理条項は、規則(EC) No 6/2002 に基づく EU 意匠権侵害に対する抗弁の 1 つとなるべきである。更に、指令(EU) 2024/2823 における修理条項との一貫性のために、また、意匠保護の範囲が、意匠権所有者が実際に物品の排他権を付与されることを防止することに限り確実に制限するために、規則(EC) No 6/2002 に定められている修理条項の適用を、複合物品の構成部品であって、複合物品の外観にその保護意匠が従属しているものに明示的に限定することが必要である。更に、需要者が確実に誤認せず、修理のために使用することができる競合物品間で情報に基づく決定を確実に行うことができるようにするために、複合物品の修理のために使用される物品の商業上の出所及び製造者の身元に関して需要者に適切に情報提供しなかった構成部品の製造者又は販売者は、修理条項を援用することができない旨を明示的に定めるべきである。その詳細な情報は、物品上又はそれが不可能である場合はその包装上若しくは物品の添付書類中に明確かつ目に見える表示を通じて提供されるべきであり、少なくとも、物品が販売される際の商標及び製造者の名称を含むべきである。

(20) 本規則によって求められる予備部品のアフターマーケット（購入後の市場）の自由化の実効性を維持する目的で、また、欧州連合司法裁判所の判例法に沿って、意匠保護の修理条項による適用除外の恩恵を受けることができるようにするために、複合物品の構成部品の製造者又は販売者は、適切な手段、特に契約上の手段を通じて、川下の使用者が複合物品の元の外観を回復する修理のため以外の目的で問題の構成部品を使用する意図を確実に有さないようにする注意義務を負う。ただし、これは、複合物品の構成部品の製造者又は販売者に対し、客観的に、かつ、あらゆる状況において、自らが製造又は販売する部品が、最終的に、最終使用者によって当該複合の元の外観を回復する修理のためにのみ実際に使用されることを保証することを必要としない。

(21) 特に SME 及び個別の意匠創作者による、意匠により保護された物品の販売を容易にし、連合段階及び国内段階の双方において存在する意匠登録制度に関する意識を高めるために、①の記号から成る一般に容認された告知を意匠権所有者及びその同意を得たそれ以外の者の使用に供するべきである。

(22) 加盟国の中央産業財産庁及びベネルクス知的財産庁に提出される登録 EU 意匠を求める出願の数がわずかであることにかんがみて、また、登録 EU 意匠を求める出願をするための制度を規則(EU) 2017/1001 に定められている制度と整合させるために、登録 EU 意匠を求める出願を EUIPO にのみ提出することができるべきである。EU 意匠の登録手続に関する出願人への情報提供及び行政指導を容易にするために、EUIPO、加盟国の中央産業財産庁及びベネルクス知的財産庁は、規則(EU) 2017/1001 に定められている協力の枠組の下、その目的で相互に協力することが適切である。

(23) 技術的進歩及び現在の EU 意匠登録制度の適用において得られた経験の双方により、手続の一定の側面を改善する必要性が明らかになった。したがって、適切な場合は手続を更新、簡素化及び迅速化し、必要な場合は法的確実性及び予測可能性を強化するために、一定の措置をとるべきである。

(24) この目的で、意匠の視覚化に関する技術的進歩及び連合の産業の必要性に適合可能である、すべての意匠の明確かつ正確な表現を可能にするための適切な手段を提供することが極めて重要である。1 又はそれ以上の加盟国における意匠出願及び登録 EU 意匠を求める出願のために同一の図形的表現を確実に使用することができるようにするために、EUIPO、加盟国の中央産業財産庁及びベネルクス知的財産庁は、相互に協力して、表現が満たす必要がある方式要件の共通基準を定める義務を負うべきである。

(25) 効率性を高めるために、出願人が、意匠を組み込む予定であるか又は適用する予定である物品のすべてが、ロカルノ協定(1968)によって定められた国際意匠分類(以下「ロカルノ分類」という)の同一のクラスに属しているという条件を課されることなく、複数の意匠を結合して1の出願とすることができるようにすることによって、登録 EU 意匠を求める複数意匠出願の提出を容易にすることも適切である。ただし、複数意匠出願の濫用の可能性を回避するために、上限を定めるべきである。

(26) 効率性の理由により、また、手続を合理化するために、通知及び通信の手段は、電子的手段のみとすべきである。前記の規定に拘らず、EUIPO が、電子的手段の使用を容易にし、情報格差を防止するために、オンライン及びオフラインの双方で、適切な技術的指導及び援助を提供することが重要である。

(27) EU 意匠保護制度の機能及び国内意匠制度に関するその補完関係のために EUIPO に納付すべき手数料の額の基本的重要性を考慮すると、また、規則(EC) No 6/2002 に定められた立法的アプローチを規則(EU) 2017/1001 と整合させるために、これらの手数料額を規則(EC) No 6/2002 の付属書に直接定めることが適切である。手数料の額は、それが生み出す収入が原則

として EUIPO の予算を均衡させるために十分であること、並びにとりわけ、EU 意匠の対象である市場の規模及び SME にとっての必要性を考慮に入れて、EU 意匠制度及び国内意匠制度が共存し、相互に補完することの双方を確保する水準で定められるべきである。

(28) 規則(EC) No 6/2002 は、欧州委員会に対し、同規則を実施する規則を採択する権限を付与する。リスボン条約の施行の結果として、規則(EC) No 6/2002 に基づいて欧州委員会に付与された権限は、欧州連合の機能に関する条約(TFEU)第 290 条及び第 291 条と整合させる必要がある。

(29) EUIPO による透明、周到、公正かつ公平である手続を使用した EU 意匠出願の実効的、効率的かつ迅速な審査及び登録を確保するために、出願の補正手続の詳細を定めることによって規則(EC) No 6/2002 を補足するための TFEU 第 290 条による委任法令を採択する権限は、欧州委員会に委任されるべきである。

(30) 透明、周到、公正かつ公平な手続を用いて実効的かつ効率的な方法で登録 EU 意匠の無効を確実に宣言することができるようにするために、登録 EU 意匠の無効の宣言を求める手続を定めることによって規則(EC) No 6/2002 を補足するための TFEU 第 290 条による委任法令を採択する権限は、欧州委員会に委任されるべきである。

(31) 審判部による透明、周到、公正かつ公平な手続を用いた EUIPO の決定についての実効的、効率的かつ完全な見直しを可能にするために、EU 意匠に関する手続が規則(EU) 2017/1001 第 73 条に従って採択された委任法令に定められている規定の適用除外を要する場合に審判請求手続の詳細を定めることによって、規則(EC) No 6/2002 を補足するための TFEU 第 290 条による委任法令を採択する権限は、欧州委員会に委任されるべきである。

(32) EU 意匠制度の円滑、実効的かつ効率的な運用を確保するために、口頭手続の詳細及び証拠調べに係る詳細な取決め、通知に係る詳細な取決め、手続当事者が使用すべき通信手段及び様式、期限の計算及び期間を規制する規則、決定の取消し又は EU 意匠登録簿における登録事項の抹消に係る手続、手続の再開に係る詳細な取決め並びに EUIPO における代理の詳細に関する要件を定めることによって規則(EC) No 6/2002 を補足するための TFEU 第 290 条による委任法令を採択する権限は、欧州委員会に委任されるべきである。

(33) 審判部の実効的かつ効率的な組織を確保するために、EU 意匠に関する手続が規則(EU) 2017/1001 第 168 条に従って採択された委任法令の適用除外を要する場合に審判部の組織の詳細を定めることによって規則(EC) No 6/2002 を補足するための TFEU 第 290 条による委任法令を採択する権限は、欧州委員会に委任されるべきである。

(34) 欧州委員会が、その準備作業中に、専門家段階のものを含めた適切な協議を行うこと、及びこれらの協議がより良い法律制定に関する 2016 年 4 月 13 日の機関間協定に定められている原則に従って行われることが特に重要である。特に、委任法令の作成への平等な参加を確保するために、欧州議会及び理事会は、すべての書類を加盟国の専門家と同時に受領し、

それらの専門家は、委任法令の作成を取り扱う欧州委員会の専門家グループの会合に体系的に参加できるものとする。

(35) 規則(EC) No 6/2002 の実施のための統一的条件を確保するために、出願、請求、証明書、主張、規則、通知及びそれ以外の書類に関する詳細を規則(EC) No 6/2002 によって定められた関連する手続要件に基づいて定めるため、並びに手続に基本的なものであり実際に生じた費用の最大料率、欧州連合意匠公報及び EUIPO の公報での公告に関する詳細、EUIPO と国内当局との間の情報交換に係る詳細な取決め、書面による手続における裏付け書類の翻訳文に関する詳細な取決め並びに無効部の単一の構成員が下すべき決定の正確な種類を定めるための実施権限は、欧州委員会に付与されるべきである。これらの権限は、欧州議会及び理事会規則(EU) No 182/2011 に従って行使されるべきである。

(36) 連合における著作権法の高度な調和を考慮すると、EU 意匠権によって保護される意匠を、著作権法の要件が満たされていることを条件として、著作物として保護することができるようにすることによって、規則(EC) No 6/2002 及び著作権法に基づく保護の累積の原則を調整することが適切である。

(37) したがって、規則(EC) No 6/2002 は、それに応じて修正されるべきであり、欧州委員会規則(EC) No 2246/2002 は、廃止されるべきである。

(38) 欧州委員会規則(EC) No 2245/2002 は、リスボン条約の施行後に使用される用語及び規則(EU) 2017/1001 で使用された用語、EUIPO に納付すべき手数料に関する規則への参照、期限の期間及び EUIPO における代理並びに規則(EC) No 2245/2002 に当初含まれていたいくつかの規則を規則(EC) No 6/2002 に含めることに関して、本規則によって規則(EC) No 6/2002 に導入された修正と整合させるために、欧州委員会によって修正されるべきである。規則(EC) No 2245/2002 の採択及び改正の基礎となった権限付与の廃止は、同規則の廃止までは同規則の効力の維持を損なうべきではない。

(39) 本規則の目的は、加盟国がこれを十分に達成することはできず、むしろ、国内制度から独立している EU 意匠制度の自立的性格を理由として、EU 段階においてより十分に達成することができる故に、EU は、欧州連合条約第 5 条に定められている補完性の原則に従って、措置を採択することができる。同条に定められている比例性の原則に従って、本規則は、これらの目的を達成するために必要な範囲を超えないものとする。

(40) 欧州議会及び理事会規則(EU) 2018/1725 第 42 条(1)に従って、欧州データ保護観察機関に諮問した。

第I章 総則

第1条 欧州連合意匠に関する2001年12月12日の理事会規則 (EC) No. 6/2002

1. 本規則に定める条件を満たす意匠を、以下「欧州連合意匠」(「EU意匠」)という。
2. 意匠は、次の方法によって保護するものとする。
 - (a) 「無登録EU意匠」。ただし、本規則に定められた方式によって公衆の利用に供されていることを条件とする。
 - (b) 「登録EU意匠」。ただし、本規則に定められた方式によって登録されていることを条件とする。
3. EU意匠は、単一性を有する。EU意匠は、欧州連合全域を通じ同等の効力を有する。EU意匠は、EU全体を除き、登録し、移転し若しくは放棄すること、又は無効宣言をする決定の対象とすることができず、またその実施を禁止することもできない。かかる原則及びその含意は、本規則に別段の定めがない限り、これを適用するものとする。

第2条 欧州連合知的財産庁

欧州議会及び理事会規則(EU) 2017/1001によって設立された欧州連合知的財産庁(以下「EUIPO」という)が、本規則によって委任された業務を行うものとする。

第2a条 行為能力

本規則を実施する目的では、会社又は企業その他の法的団体は、それらを規制する法律の条件に基づいて、自らの名義で、契約を締結するか又は他の法的行為を遂行し、訴え、訴えられるあらゆる種類の権利及び義務を有する能力を有する場合は、法人とみなす。

第II章 意匠に関する法律

第1節 保護要件

第3条 定義

本規則の適用上、

1. 「意匠」とは、その物品自体及び／又はそれに係る装飾の特徴、特に線、輪郭、色彩、形状、織り方及び／又は素材の特徴から生じる物品全体又は一部の外観を意味し、これら特徴の動き、変遷又はその他の種類のアニメーションを含む。
2. 「物品」とは、工業製品又は手工芸品を意味し、物理的な対象物に具象化されているか非物理的形態で顕在化されているか否かに拘らず、以下のものを含む。
 - (a) 包装、物品の組物、屋内又は屋外の環境を形成することを意図した物品の空間配置及び複合物品に組み立てられることを意図した部品
 - (b) グラフィック作品又は記号、ロゴ、表面模様、活版印刷の書体、及びグラフィカルユーザーインターフェース。
3. 「複合物品」とは、交換することができ、分解及び組立可能な複数の構成部品によって構成されている物品を意味する。

第4条 保護要件

1. 意匠が新規性及び独自性を有している限り、EU意匠として保護する。
2. 複合物品の構成部品である物品に適用され又は組み込まれた意匠は、次の条件を満たしている場合にのみ、新規性及び独自性を有しているものとみなす。
 - (a) 構成部品を複合物品に組み込んだ場合に、その構成部品が、複合物品の通常の実施中に引き続き視覚可能であること、及び
 - (b) 構成部品の視覚可能な特徴それ自体が、新規性及び独自性の要件を満たしていること
3. 本条(2)(a)の意味における「通常の実施」とは、保守、整備又は修理作業を除く、最終利用者による実施を意味する。

第5条 新規性

1. 次の日前に、同一意匠が公衆の利用に供されていない意匠は、新規とみなす。
 - (a) 無登録EU意匠の場合、保護を請求する意匠が初めて公衆の利用に供された日
 - (b) 登録EU意匠の場合、保護を請求する意匠に係る登録出願の出願日又は優先権が主張されているときは優先日
2. 複数の意匠の特徴が重要性のない細部においてのみ異なっている場合は、それらの意匠は同一とみなす。

第6条 独自性

1. 意匠について事情に通じた実施者に与える全体的印象が、次の日前に公衆の利用に供されていた他の意匠について当該実施者に与える全体的印象と異なっているときは、その意匠は独自性を有するとみなす。

- (a) 無登録EU意匠の場合、保護を求める当該意匠が初めて公衆の利用に供された日
- (b) 登録EU意匠の場合は、登録出願の出願日又は優先権が主張されているときは優先日

2. 独自性を評価するときは、意匠創作者がその意匠の開発において有していた自由度を考慮しなければならない。

第7条 開示

1. 第5条及び第6条の適用上、意匠が、第5条(1)(a)及び第6条(1)(a)、又は第5条(1)(b)及び第6条(1)(b)に定めた日の内の何れか該当する日より前に、登録の後若しくはその他の形で公表され、又は展示され、業として使用され、若しくはそれ以外の方法で開示されていた場合、これらの場合が、EU域内で営業する当該分野の専門業界にとって、通常の事業過程では合理的に知ることができないものであったときを除き、その意匠は公衆の利用に供されていたものとみなす。ただし、意匠が第三者に対し、明示的又は黙示的な秘密保持の条件の下で開示されていたという理由のみでは、その意匠は公衆の利用に供されていたとはみなさない。

2. 公開された意匠が、登録EU意匠による保護を求める意匠と同一又は全体的な印象において相違がなく、次の条件の下で公衆の利用に供されていた場合、当該開示は第5条及び第6条に適用する上で、考慮に入れない。

- (a) 意匠創作者、その権原承継人によって、又は意匠創作者若しくはその権原承継人が提供した情報若しくは行った行為の結果として、第三者によって行われていること、及び
- (b) 出願日又は優先権が主張されている場合は優先日に先行する12月の期間中に行われていること

3. 本条(2)は、意匠が意匠創作者又はその権原承継人に対する濫用の結果として公衆の利用に供されていたときも適用する。

第8条 技術的機能によって律せられる意匠及び相互連結の意匠

1. EU意匠は、専ら技術的機能によってのみ律せられる物品の外観的特徴であってはならない。
2. EU意匠は、当該意匠が組み込まれているか又は適用されている物品を他の物品に機械的に連結するか又は他の物品の中、周囲若しくはそれに接して設置することにより、何れの物品もその機能を果たすことができるようにするため、必然的に正確な形状及び寸法で再現されなければならない物品の外観上特徴には及ばない。
3. 本条(2)に拘らず、EU意匠は、モジュール・システムにおいて、相互に交換可能な物品の複合的組立又は連結を可能にする目的にする意匠には、第5条及び第6条に規定した条件の下で、存在するものとする。

第9条 公の秩序及び道徳に反する意匠

EU意匠は、公の秩序又は善良の風俗の原則に反する意匠であってはならない。

第2節 保護の範囲及び存続期間

第10条 保護の範囲

1. EU意匠によって与えられる保護の範囲には、事情に通じた利用者に対して異なる全体的印象を与えない意匠を含めるものとする。
2. 保護の範囲を評価するときは、意匠を創作する際の意匠創作者の自由度を考慮するものとする。

第11条 無登録EU意匠に係る保護の開始及び存続期間

1. 本章第1節に基づく要件を満たす意匠は、その意匠がEU域内において最初に公衆の利用に供された日から3年間、無登録EU意匠によって保護を受けるものとする。
2. 意匠が公表され、展示され、業として実施され、又はEU域内で事業を営む関係分野の専門業界がこれらの場合を通常の事業過程において合理的に知ることができるようなその他の方法で開示されているときは、その意匠は、本条(1)の適用上、公衆の利用に供されたものとみなす。ただし、意匠が第三者に対し、明示的又は黙示的な秘密保持の条件の下で開示されていたという理由のみでは、その意匠が公衆の利用に供されていたとはみなさない。

第12条 登録EU意匠に係る保護の開始及び存続期間

1. 登録EU意匠の保護は、EUIPOの登録によって生じる。
2. 登録EU意匠は、当該出願の出願日から起算して5年間、EU意匠として登録される。権利所有者は、第50d条の規定に従い、保護の存続期間は5年間を単位として、1又はそれ以上の回数で更新することができるが、最長で出願日から25年の保護期間を限度とする。

第13条 削除

第3節 EU意匠の権利

第14条 EU意匠の権利

1. EU意匠の権利は、意匠創作者又はその権原承継人に帰属するものとする。
2. 2以上の者が共同して意匠を創作した場合、EU意匠の権利は、それらの者が共有するものとする。
3. ただし、従業者が職務の遂行中に又は雇用者が与えた指示に従って意匠を開発した場合、別段の合意がないとき又は国内法に別段の定めがないとき、EU意匠に関する権利は雇用者に帰属するものとする。

第15条 EU意匠権に係わる権利主張

1. 第14条に基づく権利を有しない者が、無登録EU意匠を開示するか若しくはそれに係る権利を主張した場合、又はその者の名義で登録EU意匠を出願若しくは登録した場合は、前記の規定による権利を有する者は、自己が有する可能性がある他の救済手段を損なうことなく、

関係加盟国の管轄裁判所又は当局に対し、当該EU意匠の適法の所有者として承認することを主張することができる。

2. ある者がEU意匠に関する権利の共有を主張する場合、本条(1)に従って、共有者として承認することを主張することができる。

3. 本条(1)又は(2)に基づく法的手続は、登録EU意匠の公告日又は無登録EU意匠の開示日から3年が経過した後は、提起することができない。ただし、本規定は、EU意匠の権利を有さない者が、当該意匠を出願、開示又は取得した時点で、悪意で行動していた場合は適用しない。

4. 第14条に規定するEU意匠の権利者は、本条(1)に従って、所有権の変更申請書を、関係加盟国の管轄裁判所又は当局による当該EU意匠の権利に関する終局決定書とともに、EUIPOに提出する。

5. 登録EU意匠については、第72条に規定するEU意匠登録簿（以下「登録簿」という。）に、次の事項を記載するものとする。

- (a) 本条(1)に基づく手続が関係加盟国の管轄裁判所又は当局において開始された旨の記載。
- (b) EU意匠に係る権利の付与に関する関係加盟国の管轄裁判所又は当局による終局決定の日付及び詳細、又は手続のその他の終結。
- (c) 関係加盟国の管轄裁判所又は当局によるEU意匠に係る権利の付与に関する終局決定に基づく、登録EU意匠の所有権の変更。

第16条 登録EU意匠の権利についての判決の効果

1. 第15条(1)に基づく法的手続の結果、登録EU意匠の所有権に全面的な変更が生じた場合、ライセンスその他の権利は、登録EU意匠の新しい所有者が登録簿に記入された時点で失効する。
2. 第15条(1)に基づく法的手続の開始が提起される前に、登録EU意匠の名義人又はそのライセンシーが当該意匠をEU域内で実施していたか、又はその実施のための真摯かつ実効的な準備をしていた場合、当該名義人又はライセンシーは、新たな所有者が登録簿に記載された日から3月以内に、当該所有者に対し、非排他的ライセンスを請求することを条件として、その実施を継続することができる。当該ライセンスは、合理的な期間を対象とし、かつ、合理的な条件に基づいて付与しなければならない。
3. 本条(2)は、登録EU意匠の名義人又はそのライセンシーが、意匠の実施又はそのための準備を開始したときに悪意で行動していた場合、適用しないものとする。

第17条 EU意匠の登録所有者に関する有利な推定

登録EU意匠の名義人、又は登録前においては、出願の名義人は、EUIPOに対するすべての手続並びにその他の一切の手続において、権利を有する者であるとみなす。

第18条 意匠創作者として名称表示を受ける権利

意匠創作者は、登録EU意匠の出願人又は所有者と同様に、EUIPOに対し及び登録簿において、意匠創作者としてその名称の表示を受ける権利を有する。意匠が共同作業の成果である場合は、集団としての名称表示を個別の意匠創作者の名称表示に代えることができる。当該権利には、登録簿において創作者又は集団の名称変更記載する権利が含まれる。

第18a条 保護の対象

登録EU意匠の保護は、可視的に示された外観上の特徴に対して与えられる。

第4節 EU意匠の効果

第19条 EU意匠によって付与される権利

1. 登録EU意匠は、その所有者に対し、当該意匠を実施し、かつ、所有者の同意を得ない第三者がその意匠を実施することを防止する排他権を付与するものとする。

2. 特に、次の行為は、(1)に基づいて禁止することができる。

- (a) 意匠が組み込まれているか又は意匠が適用されている物品を製造し、提供し、市場で販売し又は使用すること
- (b) (a)にいう物品を輸入又は輸出すること
- (c) (a)及び(b)にいう目的で(a)にいう物品を貯蔵すること
- (d) (a)にいう物品の製造を可能にする目的で、意匠を記録した媒体又はソフトウェアを作成し、ダウンロードし、複製し、共有し又は他人に頒布すること

3. 登録EU意匠の所有者は、すべての第三者が、EUにおける自由な流通のために解放されていない物品を第三国からEU域内に業として持ち込むことを、意匠がこれらの物品に同一に組み込まれているか若しくは適用されている場合又は意匠をその基本的側面において当該物品と識別することができず、かつ、権利所有者の許可が与えられていない場合に、防止する権利を有するものとする。

第1段落にいう権利は、欧州議会及び理事会規則(EU) No 608/2013に従って開始されたEU意匠が侵害されたか否かを決定するための手続中に、登録EU意匠の所有者が物品を最終仕向国の市場に出すことを禁止する権利を有さないことの証拠を申告者又は物品の所有者が提供した場合は、消滅するものとする。

4. 無登録EU意匠の所有者は、異議を申し立てられた実施が保護意匠の複製から生じている場合にのみ、(1)及び(2)にいう行為を防止する権利を有するものとする。

第1段落にいう異議を申し立てられた実施が、所有者により公衆の利用に供された意匠を熟知しているとは合理的に考えられない意匠創作者による独立した創作作品から生じている場合は、その実施は、無登録EU意匠の複製から生じたものとみなさない。

5. 本条(4)は、公告の延期対象である登録 EU 意匠に対しても、登録簿における関連する登録事項及び包袋が第 50 条(4)に従って公衆の利用に供されていない限り、適用するものとする。

第 20 条 EU 意匠によって付与される権利についての制限

1. EU 意匠によって付与される権利は、次の行為に対して行使してはならない。

- (a) 私的に、非商業目的で行われる行為
- (b) 実験目的で行われる行為
- (c) 引用又は教授の目的での複製行為
- (d) 物品を意匠権所有者の物品として特定又は言及する目的で行われる行為
- (e) 論評、批評又はパロディの目的で行われる行為
- (f) 第三国に登録され、一時的に EU の領域に入る船舶及び航空機の装備品
- (g) (f)にいう船舶及び航空機を修理する目的での予備部品及び付属部品の EU への輸入
- (h) (f)にいう船舶及び航空機に関する修理の実施

2. 本条(1)(c)、(d)及び(e)は、行為が公正な取引慣行に合致しており、かつ、意匠の通常の実施を不当に害さない場合、また、(c)にいう場合は意匠が組み込まれているか又は意匠が適用されている物品の出所についての言及がされる場合にのみ適用する。

第 20a 条 修理条項

1. 複合物品の構成部品であって、複合物品の外観に構成部品の意匠が従属しているものを構成しており、かつ、当該複合物品の元の外観を回復する修理のためにのみ、第 19 条(1)の意味において実施される EU 意匠には、保護は付与されないものとする。

2. 本条(1)は、需要者が修理のために使用することができる競合物品間で情報に基づく選択を行うことができるようにするために、物品上の明確かつ目に見える表示を通じて又は他の適切な形態で、複合物品の修理のために使用される物品の商業上の出所及び製造者の身元に関して需要者に適切に情報提供しなかった複合物品の構成部品の製造者又は販売者によっては、援用されないものとする。

3. 複合物品の構成部品の製造者又は販売者は、自らが製造又は販売する構成部品が最終的に最終使用者によって複合物品の元の外観を回復する修理のためにのみ使用されることを保証する義務を負わないものとする。

第21条 権利の消尽

EU意匠の保護範囲内に含まれる意匠が組み込まれているか又は適用されている物品が、EU意匠の所有者によって又はその同意を得て欧州経済領域（EEA）内で販売されている場合、EU意匠によって付与される権利は、当該物品に関する実施には及ばない。

第22条 登録EU意匠に関する先使用权

1. 登録EU意匠に関する保護範囲に含まれており、当該意匠から複製されたものでない意匠の実施を、当該意匠に係る出願の出願日前又は優先権が主張されている場合はその優先日前に、EU域内において善意で開始していたこと又はその目的で真摯かつ実効的な準備をしていたことを証明することができる第三者については、先使用权が存在するものとする。
2. 先使用权は、前記の第三者に対し、登録EU意匠に係る出願日又は優先日前に実施をしていた又は真摯かつ有効な準備をしていた目的のために、その意匠を実施する権利を与える。
3. 先使用权は、別の者にその意匠を利用するライセンスを付与することには及ばない。
4. 先使用权は、前記の第三者が事業体である場合において、その行為が実行されていたか又は準備がされていた事業体の該当部分と共にするときを除き、移転することができない。

第23条 政府使用

政府による又は政府のための国内意匠の使用を許容する加盟国の法律の規定は、EU意匠に対して適用することができる。ただし、その使用が基本的な防衛又は安全保障の上で必要な場合に限る。

第5節 無効

第24条 無効宣言

1. 登録EU意匠は、第VI章及び第VII章の手續に従ってEUIPOに申し立てることにより、又は侵害訴訟手續における反訴に基づくEU意匠裁判所により、無効が宣言される。
2. 出願人が決定を取得する実態において正当な利害関係を示した場合、EU意匠が失効又は放棄後であっても、EU意匠の無効を宣言することができる。
3. 無登録EU意匠については、EU意匠裁判所への提訴により又は侵害訴訟手續における反訴により、EU意匠裁判所が無効を宣言するものとする。

第25条 無効理由

1. EU意匠は、次に該当する場合にのみ、その無効を宣言することができる。
 - (a) 当該EU意匠が第3条(1)による定義に適合していない場合
 - (b) 当該EU意匠が第4条から第9条までの要件を満たしていない場合
 - (c) 管轄する裁判所又は当局の終局決定により、当該権利所有者が第14条に基づくEU意匠を取得する権利を有していない場合
 - (d) 当該EU意匠が、その出願日又は優先権が主張されているときは優先日の後に公衆の利用に供されている、又は、当該EU意匠の出願日又は優先権が主張されているときは優先日の前日から保護されている、次に示す先の意匠と抵触している場合
 - (i) 登録EU意匠若しくはその出願、又は
 - (ii) 加盟国の登録意匠権若しくはその出願、又は

- (iii) 1999年7月2日にジュネーブで採択された、工業意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定(以下「ジュネーブアクト」という。)に基づいて登録され、かつ、EU域内において効力を有する意匠権又はその出願
- (e) 識別標識が後の当該意匠に使用されており、かつ、当該標識を規制するEU法又は加盟国の法律が、当該標識の権利所有者に、その使用を禁止する権利を付与する場合
- (f) 当該意匠が、加盟国の著作権法に基づいて保護されている著作物に関する無許可使用を構成している場合
- (g) 当該意匠が、工業所有権の保護に関するパリ条約(以下「パリ条約」という)第6条の3に掲げられている事項、又は、同条の対象外である何れかの記章、徽章及び紋章であって、加盟国において特別の公益を有するものの不正使用に該当し、かつ、当該登録に対する権限を有する当局の同意が得られていない場合
2. 本条(1)(a)及び(b)の無効理由は、次に掲げる者に限り援用することができる。
- (a) 個人若しくは法人、又は
- (b) 製造者、生産者、役務提供者、商人若しくは消費者の利益を代表する目的で設立された団体又は機関であって、当該団体又は機関が、当該団体又は機関を管轄する法律に基づき、自らの名において訴訟を提起し、又は訴えられる能力を有する場合。
3. 本条(1)(c)の無効理由は、第14条に基づいてEU意匠の権利を有する者に限り援用することができる。
4. 本条(1)(d)、(e)及び(f)の無効理由は、次に掲げる者に限り援用することができる。
- (a) 先の権利の出願人又はその所有者
- (b) EU法又は加盟国の関連法に基づき当該権利を行使する権限を有する者
- (c) 先の権利の所有者から許諾されたライセンスー
5. 本条(1)(g)の無効理由は、その実施に係る個人又は法人に限り援用することができる。
6. 本条(4)及び(5)に定める例外について、加盟国は、本条(1)の(d)及び(g)の無効理由を当該加盟国の管轄当局が職権で援用することもできると規定してもよい。
7. 本条(1)(d)から(f)までに規定する何れかの権利の出願人又は権利所有者が、無効宣言の申立書又は反訴を提出する前に、EU意匠を登録することに明示的に同意していた場合、登録されたEU意匠は無効と宣言されないものとする。
8. 本条(1)(d)、(e)及び(f)に規定する何れかの権利の出願人又は権利所有者が、既にEU意匠の無効宣言を申し立てたか、侵害訴訟の反訴を提訴していた場合、その際に無効理由として援用できたであろうその他の権利に基づいて、無効宣言の申立又は侵害訴訟の反訴を新たに起こすことはできない。

第26条 無効から生じる結果

1. 無効を宣言されたEU意匠は、本規則に定められた効果を当初から有していなかったものとみなす。
2. EU意匠所有者の側における過失若しくは善意の欠如に起因する損害についての補償請求又は不当利得の何れかに関する国内法の規定に従うことを条件として、EU意匠の無効に関する遡及効果は、次の事項には影響を及ぼさないものとする。
 - (a) 侵害に関する決定であって、無効決定の前に終局決定の効力を取得し、かつ、執行されたもの
 - (b) 無効決定の前に締結され、当該決定前に履行された契約。ただし、該当する契約に基づいて既に支払われている金額については、状況によって正当化される範囲で、衡平を理由として返還を求めることができる。

第6節 登録表示

第 26a 条 登録記号

登録 EU 意匠の所有者は、意匠が組み込まれているか又は適用されている物品上に円で囲まれた D の文字 (®) を表示することによって、公衆に対し、意匠が登録されている旨を情報提供することができる。当該意匠告知には、意匠の登録番号を添えるか又は登録簿における意匠の登録事項へのハイパーリンクを張ることができる。

第III章 所有権の対象としてのEU意匠

第27条 EU意匠の国内意匠権としての取扱

1. 第28条, 第29条, 第30条, 第31条及び第32条に別段の定めがない限り, 所有権の対象としてのEU意匠は, その全体に関し及びEUの全域に対し, 次の条件に該当する加盟国の国内意匠権として取り扱うものとする。
 - (a) 該当する日に, 意匠所有者がその所在地又は住所を有している国, 又は
 - (b) (a)が適用されない場合は, 該当する日に, 意匠所有者が施設を有している国
2. 登録EU意匠の場合は, 本条(1)は, 登録簿への登録に従って適用する。
3. 共有者の場合は, その内の2以上の者が本条(1)による条件を満たしているときは, 同項に定める加盟国は, 次の方法によって定めるものとする。
 - (a) 無登録EU意匠については, 共有者間の合意によって指定された該当する1の共有者を基準として
 - (b) 登録EU意匠の場合は, 登録簿に記載されている該当する共有者の内, 最初に記載されている者を基準として
4. 本条(1), (2)及び(3)に該当しない場合, 本条(1)に定める加盟国とは, EUIPOが所在している加盟国とする。

第28条 登録EU意匠の移転

1. 登録EU意匠の移転は, 判決の結果である場合を除き, 書面により行わなければならない, 契約当事者が署名しなければならない。
第1段落に定められている要件を遵守していない登録EU意匠の移転は, 無効とする。
2. 当事者の1からの請求があったときは, 登録EU意匠の移転を登録簿に登録し, かつ, 公告しなければならない。
 - (3) 移転の登録簿への登録申請には, 登録EU意匠, 新たな所有者及び該当する場合は新たな所有者の代理人を特定する情報を含めなければならない。当該申請には, (1)に従って移転を適切に証明する書類も含めなければならない。
4. 本条(1)又は第28a条にいう実施法令に定められている移転の登録のための条件が満たされていない場合は, EUIPOは, 申請者に不備を通知しなければならない。EUIPOが定めた期限内に不備が修正されなかった場合は, EUIPOは, 移転の登録申請を却下しなければならない。
5. 2以上の登録EU意匠について, 単一の移転の登録申請を提出することができる。ただし, 登録所有者及び権原承継人がこれらすべての登録EU意匠について同一であることを条件とする。

6. 移転が登録簿に登録されていない限り、権原承継人は、登録 EU 意匠の登録から生じる権利を行使することができない。

7. EUIPO との手續において遵守されるべき期限が存在するときは、権原承継人は、EUIPO が移転の登録申請を受領した後に、EUIPO に対してそれに関連する陳述を行うことができる。

8. 第 66 条に従って登録 EU 意匠の所有者への通知を要するすべての書類に関しては、登録簿に所有者として登録されている者をその宛先としなければならない。

第28a条 移転に関する委任行為の採択権限

欧州委員会は、次の事項を掲げる委任行為を採択するものとする。

(a) 第28条(3)に定める移転登録の請求書に記載すべき事項

(b) 登録所有者と権利承継人との間の合意を考慮に入れた、第28条(3)に規定する移転を確定するために必要な書類の種類

これらの委任行為は、第109条(2)に規定する審査手續に従って採択されるものとする。

第29条 登録EU意匠に関する物権

1. 登録EU意匠は、担保として提供すること又は物権の対象とすることができる。

2. 当事者の1からの請求があったときは、本条第1記載の権利を登録簿に記載し、かつ、公告しなければならない。

第30条 強制執行

1. 登録EU意匠は、強制執行において差し押さえることができる。

2. 登録EU意匠に係る強制執行手續に関しては、第27条に従って決定される加盟国の裁判所及び当局が排他的管轄権を有する。

3. 当事者の一方から請求があったとき、強制執行は登録簿に記載し、かつ、公告しなければならない。

第31条 破産手續

1. EU意匠が関係する可能性のある破産手續は、債務者の主たる利益の中心地を有する加盟国において開始される手續のみとする。

2. 欧州議会・理事会指令2009/138/EC第13条(1)に定義される保険事業者及び欧州議会・理事会規則(EU)575/2013第4条(1)に定義される信用機関については、本条(1)に規定する主要な利益の中心地として当該事業者又は機関が認可している加盟国とする。

3. EU意匠が共有されている場合、本条(1)は、共有者の持分に関して適用する。

4. 破産手續にEU意匠が含まれている場合、管轄権を有する国内当局からの請求があったとき、登録簿にその旨を記載し、公告される。

第32条 ライセンス許諾

1. EU意匠は、EUの全域又は一部を対象として、ライセンスを許諾することができる。ライセンスは、排他的又は非排他的なものとするることができる。

2. EU意匠の所有者は、ライセンス契約の以下の条項に違反した者に対し、EU意匠によって付与された権利を行使することができる。

- (a) ライセンスの存続期間
- (b) 意匠を使用することができる形態
- (c) ライセンス付与の対象である物品の範囲
- (d) ライセンシーがライセンスに基づいて製造する物品の品質

3. ライセンス契約に別段の定めがない限り、ライセンシーは、権利所有者の同意を得た場合にのみ、EU意匠の侵害訴訟を提起することができる。ただし、EU意匠の権利所有者が、正式な通知を受けた後、適切な期間内に自ら侵害訴訟を提起しない場合、排他的ライセンスの所有者は当該訴訟を提起することができる。

4. ライセンシーは、本人が被った損害に対する補償を得るために、EU意匠の権利所有者が提起した侵害訴訟に参加する権利を有する。

第32a条 ライセンス及びその他の権利を登録簿に記載する手続

1. EU意匠は、EUの全域又は一部を対象として、ライセンスを許諾することができる。ライセンスは、排他的又は非排他的なものとすることができる。

2. EU意匠の所有者は、ライセンス契約の以下の条項に違反した者に対し、EU意匠によって付与された権利を行使することができる。

- (a) ライセンスの存続期間
- (b) 意匠を使用することができる形態
- (c) ライセンス付与の対象である物品の範囲
- (d) ライセンシーがライセンスに基づいて製造する物品の品質

3. ライセンス契約に別段の定めがない限り、ライセンシーは、権利所有者の同意を得た場合にのみ、EU意匠の侵害訴訟を提起することができる。ただし、EU意匠の権利所有者が、正式な通知を受けた後、適切な期間内に自ら侵害訴訟を提起しない場合、排他的ライセンスの所有者は当該訴訟を提起することができる。

4. ライセンシーは、本人が被った損害に対する補償を得るために、EU意匠の権利所有者が提起した侵害訴訟に参加する権利を有する。

第33条 第三者に対する効力

1. EU意匠に関する第28条、第29条、第30条及び第32条にいう法的行為の第三者に対する効力は、登録簿に記載した後にも、すべての加盟国の第三者に対して効力を有する。ただし、当該行為が登録簿への記載前であっても、当該行為の日から登録EU意匠に関する権利を取得したが、当該権利の取得日に当該行為について知っていた第三者に対しては、効力を有するものとする。

2. 本条(1)は、事業全体の移転により又は他の一般承継により、登録EU意匠又は登録EU意匠に関する権利を取得した者には適用しない。
3. 第30条に定める法的行為の第三者に対する効力は、第27条に従って決定される加盟国の法律に準拠するものとする。
4. 第三者に対する破産手続又は類似の手続の効力は、当該分野に適用される条約又は国内法の意味において、当該手続が最初に提起された加盟国の法律が適用される。

第33a条 ライセンスその他の権利の登録の抹消又は変更の手続

1. 第32a条(1)に基づいて行われた登録は、関係当事者の1からの申請があったときは、抹消又は変更されるものとする。
2. 登録の抹消又は変更の申請には、登録EU意匠の登録番号又は複数意匠の登録の場合は各意匠の番号及び登録の抹消若しくは変更が請求される権利の詳細を含めなければならない。
3. 登録の抹消又は変更の申請には、登録された権利がもはや存在しないこと又はライセンシー若しくは他の権利の所有者が登録の抹消若しくは変更に同意したことを示す書類を添付しなければならない。
4. 登録の抹消又は変更のための要件が満たされていない場合は、EUIPOは、申請者に不備を通知しなければならない。EUIPOが定めた期限内に不備が修正されなかった場合は、EUIPOは、登録の抹消又は変更の申請を却下しなければならない。

第34条 所有権の対象としての登録EU意匠の出願

第28条から第33a条までは、登録EU意匠の出願に適用される。これらの規定の1の何れかの効力が、登録簿への記載を条件としている場合、その手続は、登録EU意匠が登録簿に記載された時点で行われる。

第IV章 登録EU意匠の出願

第1節 出願書類の提出及びその条件

第35条 出願書類の提出

1. 登録EU意匠を求める出願書類は、EUIPOに提出しなければならない。
2. EUIPOは、出願人に受領書を遅滞なく交付しなければならないが、当該受領書には、少なくとも、ファイル番号、意匠の表示、説明書又はそれ以外の識別情報、書類の内容及び数並びにその受領日を含めなければならない。複数意匠出願の場合は、EUIPOが交付する受領書には、最初の意匠及び出願された意匠の数を明示しなければならない。

第36条 出願が遵守すべき条件

1. 登録EU意匠の出願には、次を含めなければならない。
 - (a) 登録願書
 - (b) 出願人を特定する情報
 - (c) 保護を求める対象を特定できる程、十分に明確な意匠の表示。
2. 更に、出願には、その意匠を組み込む又は適用する予定の物品の表示を含めなければならない。
3. 前記の他に、出願には次を含めることができる。
 - (a) 意匠表示を説明する陳述
 - (b) 第50条による、登録公告の延期を求める請求書
 - (c) 出願人が代理人を選任している場合は、代理人を確認する情報
 - (d) 意匠が組み込まれる予定又は適用する予定の物品に関して、出願日現在で改正され有効なロカルノ分類のクラス及びサブクラス別分類
 - (e) 意匠創作者若しくは意匠創作者集団に係る名称表示、又は出願人の責任において行う、創作者若しくは創作者集団が名称表示を受ける権利を放棄した旨の陳述
4. 出願は、出願手数料の納付を条件とする。本条(3)(b)に基づく延期の請求書が提出されるときは、公告延期のための追加手数料を納付しなければならない。
5. 登録EU意匠出願は、本条(1)から(4)までに定める要件に加え、本規則及びこれに従って採択された施行細則に定める形式要件を遵守しなければならない。これらの要件については、本条(1)(c)に定める意匠の表示及び表示手段に関する限り、事務局長が、静止図で表示する場合の異なる図の番号付けの方法、電子包袋の形式及びサイズ並びにその他の関連する技術仕様を決定するものとする。これらの要件において、保護を求めない対象について視覚的に権利不行使の範囲を、任意な型式の図により又は任意の特定な型式の図を提出することにより識別することを求める場合、EUIPO長官は、これらの図の追加を認める旨を決定することができる。

6. 本条(2)並びに(3)(a)及び(d)に記載した構成要素に含まれる情報は、意匠自体に関する保護の範囲に影響を及ぼさないものとする。

第36a条 出願に関する委任行為の採択権限

欧州委員会は、登録EU意匠の出願に記載すべき事項を規定する委任行為を採択するものとする。これらの委任行為は、第109条(3)に規定する審査手続に従って採択されるものとする。

第37条 複数意匠出願

1. 最大50の意匠を結合して、1の登録EU意匠を求める複数意匠出願とすることができる。複数意匠出願に含まれる各意匠について、EUIPOは、長官が定める体系に従って番号を付すものとする。
2. 複数意匠出願は、第36条(4)に定める手数料、複数意匠出願に含まれる各追加意匠に関する出願手数料、及び、出願が公告延期請求を含む場合は延期請求される複数意匠出願に含まれる各意匠に関する公告延期手数料を納付することを条件とする。
3. 複数意匠出願は、第37a条に基づいて採択された委任行為に規定される方式要件に従わなければならない。
4. 複数意匠出願又は当該出願に基づく登録に含まれる各々の意匠は、他の意匠と分離して取り扱うことができる。当該意匠は、他の意匠と分離して、権利行使し、実施許諾し、対物的権利、強制執行若しくは支払不能訴訟手続の対象とし、放棄、更新若しくは移転し、公告延期の対象とし、又は無効宣言の対象とすることができる。

第37a条 複数意匠出願に関する委任行為の採択権限

欧州委員会は、複数意匠出願に記載すべき事項を定める委任行為を採択するものとする。これらの委任行為は、第109条(2)に規定する審査手続に従って採択されるものとする。

第38条 出願日

登録EU意匠の出願日は、第36条(1)に指定した情報を含む書類をEUIPOに提出した日とし、その書類の提出後1月以内に第36条(4)及び第37条(2)に規定する出願手数料を納付しなければならない。

第39条 EU出願と国内出願との同等性

出願日を認定された登録EU意匠の出願は、加盟国において、EU意匠出願について主張された優先権を含め、正規の国内出願と同等とみなす。

第40条 分類及び物品の特定

1. EU意匠を組み込む予定であるか又は適用する予定である物品は、補正され、出願日に効力を有しているロカルノ分類に従って分類しなければならない。
2. 第36条(2)にいう物品表示は、物品の内容を明確かつ正確に特定するものとし、可能であればEUIPOが利用に供する物品表示の統一データベースを使用して、各物品をロカルノ分類の1のクラス及びサブクラスのみで分類することを可能にするものとする。物品表示は、意匠の表示と合致しなければならない。

3. 物品は、ロカルノ分類の区分に従って分類されるものとし、各分類の前に当該分類の物品が属する区分番号を記載し、当該分類に基づく分類及びサブクラスの順で提示する。
4. 出願人が本条(2)に記載のデータベースに含まれないか又は意匠の表示と合致しない物品表示を使用した場合、EUIPOは、当該データベースから物品表示を提案することができる。EUIPOが定めた期限内に出願人が応答しなかった場合、EUIPOは、提案した物品表示に基づいて審査を進めることができる。

第2節 優先権

第41条 優先権

1. 工業所有権の保護に関するパリ条約又は世界貿易機関を設立する協定の締約国において又は当該締約国に関して、正規に意匠権又は実用新案の出願をした者又はその権原承継人は、同一の意匠又は実用新案に関する登録EU意匠の出願をする目的では、最初の出願の出願日から6月の優先権を有するものとする。
2. 出願がなされた加盟国の国内法又は2国間若しくは多国間の条約に基づき、出願日を確定するのに十分なすべての出願は、その出願の結果如何を問わず、優先権を生じさせるものと認められる。
3. 先の最初の出願の対象である意匠について、同一の国において又は同一の国に関して後にされた出願は、優先権を決定する目的では、最初の出願とみなされる。ただし、先の出願が公衆の閲覧に供されることなく、かつ、如何なる権利も存続させることなく、後の出願の出願日までに取り下げられ、放棄され又は拒絶されたこと、及び先の出願がいまだ優先権主張の基礎とされていないことを条件とする。その後においては、先の出願は、優先権主張の基礎とすることができない。
4. 最初の出願がパリ条約又は世界貿易機関を設立する協定の締約国でない国において行われた場合は、本条(条1)から(4)までは、当該国が、公表された事実認定によれば、EUIPOに対してされた出願に基づき、かつ、本規則に規定されている条件と同等の条件に従って優先権を付与している場合にのみ適用される。事務局長は、必要に応じて、当該国が相互待遇を与えているか否かについて調査し検討することを欧州委員会に要請する。欧州委員会が相互待遇を与えていると判断した場合、その旨をEU官報に掲載する。
5. 本条(4)に規定する優先権は、相互待遇が与えられる旨の通知がEU官報に掲載された日から適用される。ただし、当該通知において優先権の適用開始日がそれより早い日と定められている場合を除き、相互待遇が認められなくなった旨の欧州委員会の通知がEU官報に掲載された日から適用されなくなる。ただし、当該通知において優先権の適用開始日がそれより早い日と定められている場合を除き、優先権は相互待遇が認められなくなった旨の通知がEU官報に掲載された日から適用されない。
- 6 本条(4)及び(5)に規定する通報は、EUIPOの公報にも掲載される。

第42条 優先権の主張

1. 先の出願に基づく優先権を利用する登録EU意匠の出願人は、出願とともに又は出願日から2月以内に、優先権の申立書を提出しなければならない。当該優先権の申立書には、先の出願の日付及び国を含めなければならない。優先権の申立書の提出日から3月以内に、先の出願の出願番号及び優先権主張を裏付ける書類を提出しなければならない。
2. 長官は、出願人の平等な取扱の原則に従うことを条件として、また、EUIPOが所要の情報を他の情報源から入手できることを条件として、優先権主張の裏付けとして出願人が提供すべき書類が、第42a条に従って採択された委任行為に基づいて、要求される書類よりも少ないものから成ることを認める決定をすることができる。

第42a条 優先権主張に関する委任行為の採択権限

欧州委員会は、第42条(1)の規定に従い、先の出願に基づく優先権を主張するために提出すべき書類の種類を定める委任行為を採択するものとする。これらの委任行為は、第109条(2)に規定する審査手続に従って採択されるものとする。

第43条 優先権の効果

優先権の効果とは、第5条、第6条、第7条、第22条、第25条(1)(d)、(e)及び(f)並びに第50条(1)の適用上、優先日が登録EU意匠の出願日とみなされることを意味する。

第44条 博覧会優先権

1. 登録EU意匠の出願人が、その意匠が組み込まれ又は適用された物品を、1928年11月22日にパリで調印され、1972年11月30日に最終改正された「国際博覧会に関する条約」の条件に該当する公式の又は公認の国際博覧会において開示している場合は、当該人は、前記物品の最初の開示日から6月の期間内に出願するとき、前記の日から第43条の意味における優先権を主張することができる。
2. 本条(1)に基づいて優先権を主張しようとする出願人は、出願と同時に、又は出願日から2月以内に優先権の宣言を提出しなければならない。出願人は、優先権の宣言から3月以内に、意匠が組み込まれ、又は適用された物品が本条(1)の意味において開示したことの証拠を提出しなければならない。
3. 加盟国又は第三国において認められた博覧会優先権は、第41条に規定した優先期間を延長するものではない。

第44a条 委任行為の採択権限

欧州委員会は、第44条(2)の規定に従い、博覧会優先権を主張するために提出すべき証拠の種類及び詳細を定める委任行為を採択するものとする。これらの委任行為は、第109条(2)に規定する審査手続に従って採択されるものとする。

第V章 登録手続、更新及び訂正

第45条 出願のための方式要件に関する審査

1. EUIPO は、登録 EU 意匠を求める出願が第 38 条に定められている出願日の認定要件を遵守しているか否かを審査しなければならない。
2. EUIPO は、次の事項を審査しなければならない。
 - (a) 登録 EU 意匠を求める出願が、第 36 条(2)、(3)及び(5)並びに複数意匠出願の場合は第 37 条(1)及び(3)に定める要件を遵守しているか否か
 - (b) 該当する場合は、第 36 条(4)に従う公告延期に係る追加手数料が所定の期間内に納付されているか否か
 - (c) 該当する場合は、第 37 条(2)に従う複数意匠出願に含まれる各意匠に関する公告延期に係る追加手数料が所定の期間内に納付されているか否か
3. 登録 EU 意匠を求める出願が本条(1)又は(2)に定める要件を満たしていない場合、EUIPO は、出願人に対し、当該要求に関する通知から 2 月以内に不備又は納付の不履行を是正するよう要求しなければならない。
4. 本条(1)に定める要件の遵守を求める本条(3)に基づく EUIPO の要求を出願人が満たさなかった場合、その出願は、登録 EU 意匠を求める出願として取り扱わない。出願人がこれらの要件に関する当該要求を満たした場合、EUIPO は、不備又は納付の不履行が是正された日を出願日として認定しなければならない。
5. 本条(2)(a)及び(b)に定める要件の遵守を求める本条(3)に基づく EUIPO の要求を出願人が満たさなかった場合、EUIPO は、その出願を拒絶しなければならない。
6. 本条(2)(c)に定める要件の遵守を求める本条(3)に基づく EUIPO の要求を出願人が満たさなかった場合、追加意匠に関する出願は、納付された額が何れの意匠を対象としようとするかが明確でない限り、拒絶されるものとする。何れの意匠を対象としようとするかを決定する他の基準が存在しない場合は、EUIPO は、意匠を複数意匠出願に含まれる連続番号順に取り扱わなければならない。公告の繰り延べに係る追加手数料が納付されていないか又は全額は納付されていない意匠に関する出願は、拒絶されるものとする。
7. 優先権主張に関する要件を満たさない場合、出願についての優先権を喪失する。

第46条 削除

第47条 不登録理由

1. EUIPO は、第 45 条に従う審査を行うに際し、保護を求める意匠が第 3 条(1)における定義に適合していないこと、公の秩序若しくは容認された道徳の原則に反していること又は登録に対する権限を有する当局の同意を得ることなく、パリ条約第 6 条の 3 に掲げられている事

項の何れか若しくは記章、徽章及び紋章であって、同条約第6条の3の対象とされていないが、加盟国において特別の公益を有するものに関する不当使用を構成していることを認めた場合は、出願人に対し、不登録事由を明示して、当該意匠を登録することができない旨を通知しなければならない。

2. EUIPOは、本条(1)に記載の通知において、出願人が意見書を提出し、出願若しくは異議を申し立てられた意見を取り下げ、又は最初に提出された表示と重要性のない細部においてのみ異なる補正された意匠の表示を提出することができる期間を定めなければならない。

3. 出願人が不登録事由を克服しなかった場合、EUIPOは、その出願を拒絶しなければならない。これらの事由が複数意匠出願に含まれる意匠の一部のみに関するものである場合、EUIPOは、該当意匠に関してのみ、当該出願を拒絶しなければならない。

第47a条 出願の取下及び補正

1. 出願人は、何時でも、EU意匠出願を取り下げることができ、又は複数意匠出願の場合は出願に含まれる意匠の一部を取り下げることができる。
2. 出願人は、何時でも、出願されたEU意匠の表示を、重要性のない細部において補正することができる。

第47b条 出願の補正に関する委任行為の採択権限

欧州委員会は、第47a条(2)に規定する出願の補正手続の詳細を定める委任行為を採択することにより、本規則を補足するため、第109a条の規定に従って委任行為を採択する権限を有する。

第48条 登録

1. 登録EU意匠の出願が満たすべき要件が充足されており、かつ、その出願が第47条により拒絶されていない限り、EUIPOは、その出願をEU意匠登録簿に登録EU意匠として登録しなければならない。
2. 出願に第50条の規定に基づく公告延期の請求が含まれている場合には、当該請求の内容及び延期期間の満了日も登録簿に記載しなければならない。
3. 登録の日付は、第38条に規定する当該出願の出願日とする。
4. 第36条(4)及び第37条(2)に基づいて納付される手数料は、出願された意匠が登録されなかった場合でも、返還されない。

第49条 公告

登録をしたときは、EUIPOは登録EU意匠を、第73条(1)(a)に記載するEU意匠公報に公告しなければならない。

第49a条 公告に関する委任行為の採択権限

欧州委員会は、第49条に規定する公告に掲載されるべき詳細を定める委任行為を採択するものとする。これらの委任行為は、第109条(2)に規定する審査手続に従って採択されるものとする。

第50条 公告の延期

1. 登録EU意匠の出願人は、出願時に、登録EU意匠の公告をその出願の出願日又は優先権を主張しているとき、優先日から最長30月の間、延期請求をすることができる。
2. 本条(1)に規定する請求があったときに第48条に記載した条件が満たされている場合は登録EU意匠を登録するが、意匠の表示及び出願に係る包袋は、第74条(2)の規定に拘らず、公衆の閲覧に供してはならない。
3. EUIPOは、本条(1)に規定する請求の表示をEU意匠公報に公告しなければならない。当該公告には、登録意匠の権利者、代理人がいる場合はその氏名、出願日及び意匠登録日、並びに出願番号を特定する情報を添付するものとする。意匠の表示又はその外観を特定する事項は、掲載しないものとする。
4. EUIPOは、延期期間が満了したとき又は権利所有者から早期公告請求があるとき、登録簿におけるすべての登録事項及びその出願に関する包袋を公開し、登録EU意匠をEU意匠公報に公告しなければならない。
5. 権利者は、本条(4)に規定する登録EU意匠の公告を阻止するために、延期期間満了の遅くとも3月前までに、第51条の規定に従いEU意匠の放棄を請求することができる。第51条及び第51a条に基づいて採択された委任行為に定められた要件を満たさない放棄登録簿への記載請求又は本項に規定する3月の期限を徒過してから提出された登録放棄請求は、却下される。
6. 第37条の規定による複数意匠出願に基づく登録の場合、出願人は、(4)に定める早期公告請求又は本条(5)に定める放棄請求の何れについても、当該出願に含まれる意匠の中から早期に公告する意匠又は放棄する意匠、及び、公告延期を継続する意匠を明確に指定しなければならない。
7. 所有者が本条(6)に定める要件を遵守しない場合、EUIPOは当該所有者に対し、指定された期限内に不備の是正を要求し、如何なる場合においても、その期限は30月の猶予期間を徒過してはならない。
8. 指定された期限内に本条(7)に規定する不備が是正されない場合、早期公告の請求は提出されなかったものとみなされ、また、放棄の請求は却下される。

9. 公告延期期間中に登録EU意匠を基づいて訴訟を提起する場合は、登録簿及びそれに係る出願の包袋に含まれている情報が訴訟の相手方に通知されていることを条件とする。

第 50a 条 延期期間後の公告

EUIPO は、第 50 条に定める公告延期期間が満了したとき又はより早期公告が請求された場合は、技術的にできる限り速やかに、次のことを行わなければならない。

- (a) 登録 EU 意匠を、第 49a 条に従って採択された規則に基づいて要求される詳細と、出願が第 50 条に従う公告延期請求を含んでいたとの事実の表示とともに、EU 意匠公報に公告すること
- (b) 意匠に関する包袋を公衆の閲覧に供すること
- (c) 第 74 条(5)に従って閲覧が差し控えられた登録事項を含め、登録簿におけるすべての登録事項を公衆の閲覧に供すること

第 50b 条 登録証

登録EU意匠の公告後に、EUIPOは、所有者に登録証を交付しなければならない。EUIPOは、請求があったときは、登録証の認証謄本又は非認証謄本を提供しなければならない。登録証及び謄本は、電子的手段によって交付されるものとする。

第50c条 委任行為の採択権限

欧州委員会は、第50b条に規定する登録証に記載すべき事項及びその書式を定める委任行為を採択するものとする。これらの委任行為は、第109条(2)に規定する審査手続に従って採択されるものとする。

第50d条 更新

1. EU 意匠の登録は、登録 EU 意匠の権利所有者又は権利所有者から更新の請求を明示的に委任された者からの請求があったときは、更新手数料が納付されていることを条件として、更新されるものとする。

2. EUIPO は、登録 EU 意匠の権利所有者及び EU 意匠に関して登録された権利を有する者に対し、登録の満了について、当該満了の日の少なくとも 6 月前に通知しなければならない。当該通知をしないことは、EUIPO に責任を生じさせるものではなく、登録の満了に影響を及ぼさないものとする。

3. 更新請求書は、登録の満了前 6 月の期間内に提出しなければならない。更新手数料もまた、その期間内に納付しなければならない。

これを行わなかった場合は、請求書の提出及び手数料の納付を登録の満了から 6 月の猶予期間内に行うことができる。ただし、当該猶予期間内に更新手数料の追納又は更新請求書の遅延提出のための追加手数料を納付することを条件とする。

4. 本条(1)に記載の更新請求書には、次を含めなければならない。

(a) 更新を請求する者の名称

(b) 更新されるべき EU 意匠の登録番号

(c) 複数意匠出願を基にした登録の場合は、更新が請求される意匠の表示

更新手数料が納付された場合、納付は、納付の目的を確定するために必要なすべての表示を含むことを条件として、更新請求書を構成するものとみなす。

5. 第 37 条に従う複数意匠出願に基づく登録の場合において、納付された手数料が、更新請求するすべての意匠を対象とするには不十分であるとき、納付された額が明確に対象とする意匠について、登録が更新されるものとする。何れの意匠を対象とするかを決定する他の基準が存在しない場合、EUIPO は、意匠を複数意匠出願に含まれる連続番号順に取り扱わなければならない。

6. 更新は、現存の登録が満了する日の翌日に効力を生じる。更新は、登録簿に登録されるものとする。

7. 更新請求書が本条(3)に定められた期間内に提出されたが、本条に定められた更新のための他の条件が満たされていない場合、EUIPO は、申請者に見出された不備を通知しなければならない。

8. 更新請求書が提出されなかったか若しくは本条(3)に定められた期間の満了後に提出された場合又は手数料が納付されなかったか若しくは当該期間が満了した後になって初めて納付された場合又は本条(7)に定める不備がその期間内に是正されなかった場合、EUIPO は、登録が満了したことを決定しなければならず、EU 意匠の所有者にその旨を通知しなければならない。決定が確定したとき、EUIPO は、登録簿から意匠を抹消しなければならない。抹消は、現存の登録が満了した日の翌日に効力を生じる。更新手数料が納付されているが、登録が更新されなかった場合、更新手数料は返還されるものとする。

9. 2 以上の意匠について、単一の更新請求書を提出することができる。ただし、所有者又は代理人が請求の対象であるすべての意匠について同一であることを条件とする。更新が請求される各意匠に関して、所要の更新手数料を納付しなければならない。

第 50e 条 訂正

1. 登録 EU 意匠の表示は、重要性のない細部における訂正を除き、登録期間中又はその更新時に、登録簿において訂正してはならない。

2. 所有者による訂正請求書には、訂正版の登録 EU 意匠の表示を含めなければならない。

3. 訂正請求は、所要の手数料が納付されるまでは、提出されていないものとみなす。手数料が納付されていないか又は全額は納付されていない場合、EUIPO は、所有者にその旨を通知しなければならない。2 以上の登録における同一の要素の変更について、単一の請求を行うこと

ができる。ただし、所有者がすべての意匠について同一であることを条件とする。変更されるべき各登録に関して、所要の訂正手数料を納付しなければならない。本条及び第 50f 条に従って採択された委任行為に定められている登録の訂正のための要件が満たされていない場合、EUIPO は、所有者に不備を伝達しなければならない。EUIPO が定めた期限内に不備が是正されなかった場合、EUIPO は、訂正請求を却下しなければならない。

4. 訂正された登録の公告には、訂正登録 EU 意匠との表示を含めなければならない。

第50f条 委任行為の採択権限

欧州委員会は、第50e条(2)に規定する訂正請求に記載すべき事項を定める委任行為を採択するものとする。これらの委任行為は、第109条(2)に規定する審査手続に従って採択されるものとする。

第 50g 条 名称又は宛先の変更

1. 登録 EU 意匠の所有者は、登録 EU 意匠の移転又は所有権の変更の結果でない所有者の名称又は宛先の変更に関して、EUIPO に通知しなければならない。
2. 同一の所有者の 2 以上の登録に関する名称又は宛先の変更について、単一の請求を行うことができる。
3. 本条及び第 50h 条に従って採択された委任行為に定められている名称又は宛先の変更のための要件が満たされていない場合は、EUIPO は、登録 EU 意匠の所有者に不備を伝達しなければならない。不備が EUIPO の定める期限内に是正されなかった場合、EUIPO は、その請求を却下しなければならない。
4. 本条(1)、(2)及び(3)は、登録代理人の名称又は宛先の変更にも適用する。
5. EUIPO は、第 72 条(3)(a)及び(b)に記載の詳細を登録簿に登録しなければならない。
6. 本条(1)から(4)までは、登録 EU 意匠を求める出願に適用する。訂正は、EU 意匠出願に関する EUIPO が保管する包袋に登録されるものとする。

第50h条 名称又は宛先の変更に関する委任行為の採択権限

欧州委員会は、第50g条(1)に規定する名称又は宛先の変更に関する請求に記載すべき事項を定める委任行為を採択するものとする。これらの委任行為は、第109条(2)に規定する審査手続に従って採択されるものとする。

第VI章 登録EU意匠の放棄及び無効

第51条 放棄

1. 登録EU意匠の放棄は、権利所有者がEUIPOに対して書面をもってこれを宣言しなければならない。放棄は、登録簿に登録されるまでは、効果を有さないものとする。
2. 公告延期の対象であるEU意匠が放棄された場合は、その意匠は、本規則に規定した効果を初めから有していなかったものとみなす。
3. 放棄は、登録簿に登録されている権利に係る所有者の合意がある場合にのみ、登録簿に登録するものとする。ライセンスが登録されている場合は、登録EU意匠に係る権利所有者が自らの放棄の意思をライセンシーに通知したことを証明する場合にのみ、放棄の登録を行うものとする。放棄の登録は、権利者がライセンシーに放棄の意思を通知したことをEUIPOに証明した日から3月の期間満了後又は当該期間満了前に、権利者がライセンシーの同意を得たことを証明した時点で行われるものとする。
4. 登録EU意匠の権利について、第15条に係る訴訟が管轄裁判所又は当局に提起されている場合は、EUIPOは、権利主張者の同意を得ることなしに、登録簿に放棄を登録してはならない。
5. 本条及び第51a条に基づいて採択された委任行為に定める譲渡に関する要件が満たされていない場合、EUIPOは、譲渡を宣言した権利者に当該不備を通知するものとする。EUIPOが定める期限までに当該不備が是正されない場合、事務局は当該譲渡を登録簿に登録しないものとする。

第51a条 放棄に関する委任行為の採択権限

欧州委員会は、次の事項を定める委任行為を採択するものとする。

- (a) 第51条(1)に基づく放棄宣言に記載すべき事項
- (b) 第51条(3)に基づく第三者の合意及び第51条(4)に基づく請求者の合意を確立するために必要な文書の種類

これらの委任行為は、第109条(2)に規定する審査手続に従って採択されるものとする。

第52条 無効宣言を求める申請

1. 第25条(2)から(5)に従うことを条件として、自然人又は法人並びにそのような行為をする権限を有する当局は、登録EU意匠に関して無効宣言を求める申請書をEUIPOに提出することができる。
2. 申請は、理由を付した申立書の形式でなければならない。無効宣言を求める申請のための手数料が納付されるまでは、申請はされたものとはみなさない。
3. 無効宣言の申請は、同一の内容及び訴訟原因に関係し、かつ、関連する当事者が同一である申請が、EUIPO及び第80条に規定するEU意匠裁判所の何れかにより、その実質が既に審理され、かつ、決定され、当該決定が終局決定である場合は、受理しないものとする。

第53条 申請の審査

1. EUIPOが無効宣言を求める申請を受理することができることを認めるときは、EUIPOは、第25条にいう無効理由が登録EU意匠の維持を阻害するか否かを審査しなければならない。
2. 無効宣言の申請を審査する場合、EUIPOは、必要に応じて、当事者に対し、他方当事者からの又は同庁が発した通知に関し、EUIPOが定めた期間内に意見書を提出することを求めることができる。
3. 登録EU意匠の所有者が申請する場合、本規則第25条(1)(e)の意味での識別標識としての先の欧州連合商標又は国内商標を援用する無効宣言の申請者は、規則(EU)2017/1001の第64条(2)及び(3)並びに本規則第53a条に基づいて採択された委任行為に従って、当該商標の真正な使用の証明を提出しなければならない。
4. 登録EU意匠の無効宣言の申請に対するEUIPOの決定の記録は、それが確定した後に、登録簿に記載しなければならない。
5. EUIPOは当事者に対し友好的和解を求めることができる。

第53a条 無効宣言に関する権限の委任

欧州委員会は、第109a条に基づき、第52条及び第53条に規定するEU意匠の無効宣言の手続の詳細を規定することにより、本規則を補足する委任行為を採択する権限を有する。これには、登録EU意匠の権利者が無効理由又は求められる救済措置に異議を唱えない場合、無効宣言の申請を優先的に審査する可能性を含むものとする。

第54条 侵害者とされている者による無効手続への参加

1. 登録EU意匠に関する無効宣言を求める申請が行われ、かつ、いまだEUIPOによる終局決定が行われていない場合、第三者であって、その者を相手として同一意匠に関する侵害訴訟が開始されていることを証明する者は、侵害訴訟が開始された日から3月以内に請求書を提出し、当事者として無効手続に参加することができる。

同じ規定を、第三者であって、EU意匠の権利所有者から、意匠侵害であるとされた行為を停止するよう要求されていること、及び自らはEU意匠を現に侵害してはいない旨の裁判所判決を求める手続を開始していることの双方を証明する者に対して適用するものとする。

2. 当事者として参加するための請求は、理由を付した申立書として提出しなければならない。第52条(2)に定める無効手続手数料が納付されるまでは、前記の請求は提出されたものとはみなさない。手数料が納付されたときは、当該請求は、施行細則に定められた留保条項に従うことを条件として、無効宣言を求める申請として取り扱うものとする。

第VII章 審判請求

第55条 審判請求の対象とすることができる決定

1. 第102条(a), (b)及び(c)に定めるEUIPOによる決定に対しては, 審判請求をすることができる。
2. 本規則に別段の定めがある場合を除き, 商標理事会規則(EU)2017/1001の第66条から第72条までは, 本規則に基づき審判部が処理する審判請求に適用される。

第55a条 審判請求手続に関する権限の委任

欧州委員会は, 第109a条に基づき, 次の事項を規定することにより, 本規則を補足する委任行為を採択する権限を有する。

- (a) 商標理事会規則(EU)2017/1001の第68条に規定する審判請求通知の正式な内容及び審判請求通知の提出並びに審査手続。
- (b) 商標理事会規則(EU)2017/1001の第71条に規定する審判部の決定の正式な内容及び形式。
- (c) 商標理事会規則(EU)2017/1001の第68条に規定する審判請求手数料の返還。

第56条から第61条まで : 削除

第VIII章 EUIPOにおける手続

第1節 通則

第62条 EUIPOの決定及び通信

1. EUIPO の決定には、決定の根拠とした理由を記載しなければならない。当該決定は、機会を与えられた関係当事者が提示する意見に基づく理由又は証拠のみを根拠としなければならない。EUIPO において口頭手続が行われる場合、決定は、口頭で下すことができる。その後、決定は、当事者に書面により通知されるものとする。
2. EUIPO からの決定、通信又は通知には、EUIPO の部門又は部及び担当職員の名称を表示しなければならない。これらは、当該職員によって署名され、又は署名の代わりに EUIPO の印章が印刷若しくは押印されるものとする。長官は、決定、通信又は通知が技術的通信手段によって送付される場合、EUIPO の部門若しくは部及び担当職員の名称を特定する他の手段又は印章以外の識別手段を使用することができることを決定することができる。
3. 審判請求の対象である EUIPO の決定には、当該決定に関する通知の日から 2 月以内に審判請求の通知を EUIPO に書面により提出すべき旨を表示した通信書面を添付しなければならない。当該通信はまた、本規則第 55 条(2)に従って本規則に基づく審判請求にも適用する、規則(EU) 2017/1001 第 66 条、第 67 条、第 68 条、第 71 条及び第 72 条に定められている規定に対して当事者の注意を喚起するものとする。当事者は、EUIPO の側における審判請求手続の利用可能性の伝達に係る懈怠を主張してはならない。

第63条 EUIPOの職権による事実審査

1. EUIPOに提起された手続においては、EUIPOは職権に基づいて、事実審査をすることができる。ただし、無効宣言に関する手続においては、EUIPOの審査は、当事者が提出した理由、事実、証拠及び主張、並びに求められている救済に限定される。
2. EUIPOは、関係当事者から期限内に提出されなかった事実又は証拠は無視することができる。

第64条 口頭審理

1. EUIPOが口頭手続を適切であると判断した場合、EUIPOの職権又は手続当事者の請求の何れかにより、口頭審理が行われる。
2. 審査官及び登録担当部門における口頭審理は、公開されないものとする。
3. 無効審判部及び審判部における口頭審理は決定の申渡を含め、公開するものとする。ただし、公開を認めることが特に手続の一方の当事者にとって深刻かつ不当な不利益をもたらす場合において、手続が提起された部門が異なる決定をしたときは、この限りでない。

第64a条 口頭審理に関する権限の委任

欧州委員会は、第109a条の規定に基づき、第98条に基づく言語の使用に関する詳細を含む第64条に定める口頭審理に関する詳細を規定することにより、本規則を補足する委任行為を採択する権限を有する。

第65条 証拠調べ

1. EUIPOに提起された手続においては、証拠を提供し又は取得する方法は、次を含むものとする。
 - (a) 当事者の聴聞
 - (b) 情報の請求
 - (c) 証拠に係る書類及び品目の提出
 - (d) 証人の尋問
 - (e) 鑑定人の意見
 - (f) 書面による陳述であって、当該陳述書が作成された国の法律に基づいて宣誓若しくは確約がされているか、又はそれと類似の効力を有しているもの
2. EUIPOの担当部門は、その構成員の1に委任して、提示された証拠を審査させることができる。
3. EUIPOが当事者、証人又は鑑定人に口頭で証言させる必要があると判断した場合、EUIPOは、該当の者にEUIPOに出頭すべき旨の召喚状を発さなければならない。当該召喚状に定める通知期間は、当事者、証人又は鑑定人がより短い期間に同意しない限り、少なくとも1月とする。
4. 関係当事者には、EUIPOにおける証人又は鑑定人の聴聞について通知しなければならない。関係当事者は、出席し、かつ、証人又は鑑定人に質問する権利を有する。
5. 長官は、本条に規定する証拠調べの料金について、前納料金を含め、納付すべき料金の額を決定する。

第65a条 証拠調べに関する権限の委任

欧州委員会は、第109a条に基づき、第65条に規定する証拠調べに関する詳細を規定することにより、本規則を補足する委任行為を採択する権限を有する。

第66条 通知

1. EUIPOは、職権により、決定、召喚状、期限の起算日となる通知及びその他の連絡、本規則の他の規定に基づき関係者に通知されるべき通知及びその他の連絡、本規則に基づいて採択された行為又は長官により命じられた通知及びその他の連絡を関係者に通知する。
2. 通知は電子的手段により行う。電子的手段に関する詳細は長官が定める。
3. EUIPOによる通知が不可能であることが判明した場合、通知は公示により行う。長官は、公示の方法及び文書が通知されたものとみなされる1月間の起算日を定めるものとする。

第66a条 通知に関する権限の委任

欧州委員会は、第109a条に基づき、第66条に規定する通知に関する詳細を規定することにより、本規則を補足する委任行為を採択する権限を有する。

第66b条 権利失効の通知

EUIPOは、如何なる決定も下されることなく、何れかの権利の失効が、本規則又は本規則に従って採択された委任行為から生じたと認定したとき、第66条に従って関係者に当該認定を伝達しなければならない。関係者は、EUIPOの認定が正しくないと判断した場合、当該伝達に関する通知から2月以内にその問題に関する決定を求める申請をすることができる。EUIPOは、決定を請求する者に同意しない場合にのみ、当該決定を採択しなければならない。そうでない場合、EUIPOは、その認定を修正し、決定を請求する者にそれについて通知しなければならない。

第66c条 EUIPOへの連絡

EUIPOへの連絡は電子的手段によって行う。EUIPO長官は、使用する電子的手段並びに当該電子的手段を使用する方法及び技術的条件を決定する。

第66d条 EUIPOへの連絡に関する権限の委任

欧州委員会は、第109a条の規定に基づき、第66c条に規定するEUIPOへの連絡に関する規則及びEUIPOが提供する当該連絡のための様式を定めることにより、本規則を補足する委任行為を採択する権限を有する。

第66e条 期限

1. 期限は、完全な年、月、週又は日によって定めるものとする。計算は、該当する事象が発生した日の翌日から起算するものとする。期限の期間は、本規則又は本規則に従って採択された委任行為に別段の定めがない限り、1月以上6月以下とする。
2. 長官は、各暦年の開始前に、EUIPOが書類の受領のために開庁しない日を決定しなければならない。
3. 長官は、許可された電子的通信手段へのEUIPOの接続が実際に中断された場合は、中断の期間を決定しなければならない。
4. 自然災害又はストライキなどの例外的な出来事により、手続当事者からEUIPOへの又はその逆の正常な通信が中断され、又は妨げられた場合、長官は、例外的な出来事によって影響を受ける地理的地域に居所若しくは登録事務所を有するか又は当該地域に営業所を有する代理人を選任している手続当事者について、本来なら当該出来事の開始日以降に満了するすべての期限を一定の日まで延長することを決定することができる。長官は、前記の日を決定するに際し、例外的な出来事が終了する時期を評価しなければならない。当該出来事がEUIPOの所在地に影響を及ぼす場合は、長官の当該決定には、すべての手続当事者に関して当該決定が適用される旨を明示しなければならない。

第66f条 期限の算定及び期間に関する権限の委任

欧州委員会は、第66e条に定める期限の計算及び期間に関する詳細を定めることについて、本規則を補足するための第109a条による委任行為を採択する権限を有する。

第66g条 錯誤及び明白な落丁の訂正

1. EUIPO は、自らの職権により又は当事者からの請求があった場合、その決定における言語上の若しくは翻訳文の錯誤及び明白な落丁、EU 意匠の登録における錯誤又は登録の公告における錯誤を訂正しなければならない。
2. EU 意匠の登録又は登録の公告における錯誤の訂正が所有者によって請求される場合は、第 50g 条を準用する。
3. EU 意匠の登録及び登録の公告における錯誤の訂正は、EUIPO によって公告されるものとする。

第 66h 条 登録簿における登録事項の抹消及び決定の取消

1. EUIPO は、登録簿への登録又は決定を下したとき、EUIPO の責めに帰すべき明らかな錯誤を含む場合、当該登録事項が確実に抹消され又は当該決定が確実に取り消されなければならない。1 の手続当事者のみが存在し、かつ、当該登録事項又は当該決定が当該当事者の権利に影響を及ぼす場合は、錯誤が当該当事者に明らかでなかったときであっても、抹消又は取消が決定されるものとする。

2. 本条(1)に定める抹消又は取消は、職権により又は手続当事者の 1 からの請求があった場合、登録した又は決定を下した部門が決定するものとする。登録簿における登録事項の抹消又は決定の取消は、手続当事者及び登録簿に登録されている当該 EU 意匠に係る権利の所有者との協議後に、登録が行われたか又は決定が下された日から 1 年以内に行われるものとする。EUIPO は、当該抹消又は取消の記録を保管しなければならない。

3. 本条は、第 55 条及び第 55a 条に基づいて審判請求を提出する当事者の権利又は第 66g 条に基づいて錯誤及び明白な落丁を訂正する可能性を損なわないものとする。錯誤を含む EUIPO の決定に対して審判請求が提出された場合、審判請求手続は、本条(1)に従って EUIPO がその決定を取り消したとき、目的を失うものとする。その場合は、審判請求手数料は、審判請求人に払い戻されるものとする。

第66i条 登録事項の抹消及び決定の取消に関する委任行為の採択権限

欧州委員会は、第66h条に規定する登録簿における登録事項の抹消又は決定の取消に係る手続を定めることについて、本規則を補足するための第109a条に基づく委任行為を採択する権限を有する。

第67条 原状回復

1. 登録EU意匠の出願人若しくは所有者、又はEUIPOに対する手続に係るそれ以外の当事者であって、状況に応じて必要なあらゆる注意を払ったにも拘らず、EUIPOに対する期間を遵守することができなかった者は、当該不遵守が、本規則の規定により、何れかの権利又は救済

手段の喪失を生じさせるとの直接的結果を有する場合は、申請することによって、その権利を回復させることができる。

2. 申請者は、期間不遵守の原因が解消されてから2月以内に書面により申請書を提出しなければならない。不履行となっていた手続は、当該期間内に完了させなければならない。申請は、遵守しなかった期間の満了直後の1年以内に限り、受理されるものとする。登録更新請求書の不提出又は更新手数料の不納の場合は、第50d条(3)に定めた登録満了後6月の追加期間は、前記の1年の期間から控除されない。

3. 申請書は、根拠とする理由及びその根拠となる事実を提示するものでなければならない。権利回復のための手数料が納付されるまでは、申請書が提出されたものとみなさない。権利回復が認められた場合、当該手数料は返還される。

4. 履行されなかった手続に関して決定を下す権限を有する部門が、申請に関する決定をしなければならない。

5. 本条(2)及び第67a条に定める期限を遵守しない場合、本条(1)に規定する権利回復は適用しない。

6. 登録EU意匠の出願人又は所有者がその権利を回復させた場合、当該人は、第三者であって、登録EU意匠の出願又は登録に関する権利の喪失から当該権利の回復に関する記事の公告までの間に、登録EU意匠に関する保護の範囲に含まれる意匠を組み込んだ又は適用した物品を善意で市場に出した者に対しては、その権利を行使することができない。

7. 本条(6)の規定を利用することができる第三者は、登録EU意匠の出願人又は所有者の権利を回復させる決定に対し、当該権利の回復に関する記事の公告の日から2月以内に、第三者手続を提起することができる。

8. 本条の如何なる規定も、加盟国が本規則に定める期限内に原状回復を認め、かつ、当該国の当局に対して当該期間を遵守する権利を制限するものではない。

第67a条 手続の継続

1. 登録EU意匠の出願人若しくは所有者又はEUIPOに対する手続に係るそれ以外の当事者であって、EUIPOに対する期限を遵守しなかった者は、請求することにより、手続の継続を受けることができる。ただし、当該請求を行うときに、履行されなかった行為が行われていることを条件とする。手続の継続の請求は、遵守しなかった期限の満了から2月以内に提出された場合にのみ、受理されるものとする。当該請求は、手続の継続のための手数料が納付されるまでは、提出されたとみなさない。

2. 手続の継続は、次に定められている期限を遵守しなかった場合は、認められない。
 - (a) 第 38 条, 第 41 条(1), 第 44 条(1), 第 45 条(3), 第 50d 条(3)及び第 67 条(2)
 - (b) 第 55 条(2)と併せて, 規則(EU) 2017/1001 第 68 条及び第 72 条(5)
 - (c) 本条(1)
3. 履行されなかった行為に関して決定する権限を有する部門が, 継続の請求に関する決定をしなければならない。
4. EUIPO が継続の請求を受理した場合, 期限を遵守しなかったことによる結果は, 発生しなかったものとみなす。その期限の満了から手続の継続の請求までの間に決定が下された場合は, 履行されなかった行為に関して決定する権限を有する部門が, 当該決定を見直し, 履行されなかった行為の完了自体で足りる場合は, 異なる決定を下さなければならない。EUIPO は, 見直し後, 元の決定を変更することを要しないと結論付けた場合は, 当該決定を書面にて確認するものとする。
5. EUIPO が継続の請求を却下した場合は, 手数料は, 返還される。

第67b条 手続の中断

1. EUIPO に対する手続は, 次の場合は, 中断される。
 - (a) 登録 EU 意匠の出願人若しくは所有者又は国内法によって出願人若しくは所有者の代理として行動する権限を付与された者の死亡又は法的無能力の場合
 - (b) 登録 EU 意匠の出願人又は所有者が, 出願人又は所有者の所有権に対してとられた措置に起因する法的理由により, EUIPO に対する手続を継続することができない場合
 - (c) 登録 EU 意匠の出願人若しくは所有者の代理人の死亡若しくは法的無能力の場合, 又は当該代理人が代理人の所有権に対してとられた措置に起因する法的理由により EUIPO に対する手続を継続することができない場合

第 1 段落(a)にいう死亡又は無能力が, 第 78 条に基づいて選任された代理人の権限付与に影響を及ぼさない限り, 手続は, 当該代理人からの請求があったときにのみ中断されるものとする。

2. EUIPO に対する手続は, 手続を継続する権限を有する者の身元が確認された後又は EUIPO がその者の身元を確認しようとするすべての合理的な試みを尽くした後速やかに, 再開することができる。

第67c条 手続の再開に関する権限の委任

欧州委員会は, 第109a条の規定に基づき, 第67b条(2)に規定するEUIPOにおける手続の再開に関する詳細を定めることにより, 本規則を補足する委任行為を採択する権限を有する。

第68条 一般原則の援用

本規則又は本規則に基づいて制定された手続規定が存在しない場合、EUIPOは、加盟国において一般に承認されている手続法の原則を考慮に入れなければならない。

第69条 金銭債務の消滅

1. EUIPOの手数料の納付を受ける権利は、手数料の納付期日が到来した暦年の末日から4年が経過した後に消滅する。
2. EUIPOに対し、手数料、又は手数料に係る超過納付金の返還を求める権利は、その権利が発生した暦年の末日から4年が経過した後に消滅する。
3. 本条(1)及び(2)に定めた期間は、本条(1)の適用対象である事件については、手数料の納付請求によって、(2)の適用対象である事件については、理由を付した書面による請求によって、中断されるものとする。中断されたときは、その期間は、直ちに再開するものとし、また、遅くとも、それが最初に開始した年の末日から6年後には終了するものとするが、その期間内において、当該権利を執行するための法的手続が開始されているときは、この限りでない。この場合、その期間の終了時期は、判決が終局決定の効力を獲得したときから少なくとも1年が経過したときとする。

第2節 費用

第70条 費用配分

1. 登録 EU 意匠に関する無効宣言を求める手続又は審判請求手続における敗訴当事者は、無効宣言を求める申請及び審判請求のために他方当事者が納付した手数料を負担しなければならない。敗訴当事者はまた、旅費及び宿泊費・食費並びに第 78 条(1)の意味における代理人の報酬を含め、手続に基本的なものである他方当事者に生じた費用を、第 70a 条に従って採択された委任行為により定められている各種費用の最大料率の範囲内で負担しなければならない。
2. 各当事者が一部について勝訴し、他の項目においては敗訴した場合又は衡平の理由から必要とされる場合、無効部又は審判部は、本条(1)に定められているものとは異なる費用配分に関する決定をしなければならない。
3. EU 意匠出願、無効宣言を求める請求若しくは審判請求を取り下げることによって、EU 意匠の登録を更新しないことによって又は登録 EU 意匠を放棄することによって、手続を終結させた当事者は、本条(1)及び(2)に定められている他方当事者に生じた手数料及び費用を負担しなければならない。
4. 事件が判決までに至らなかった場合、費用は、無効部又は審判部の裁量によるものとする。
5. 当事者が、無効部又は審判部において、本条(1)から(4)までに定めたものとは異なる費用をもって和解した場合、関係部門は、当該合意に留意しなければならない。

6. 支払われるべき費用が EUIPO に納付される手数料及び代理費用に限定される場合、無効部又は審判部が、職権により、本条(1)から(5)までに従って支払われるべき費用の額を定めるものとする。他のすべての場合において、請求があったときは、審判部又は無効部の登録部署が、支払われるべき費用の額を定めるものとする。当該請求は、費用を定めるための請求が行われた決定が確定した日から 2 月の期間のみ、受理されるものとし、請求書及び裏付け証拠を添付しなければならない。第 78 条(1)に従う代理の費用については、費用が生じたことを代理人が保証することで足りるものとする。他の費用については、その妥当性が証明されれば足りるものとする。

本項第 1 段落に従って費用の額が定められる場合、代理費用は、第 70a 条に従って採択された委任行為に定められている水準で、費用が実際に生じたか否かに拘らず、裁定されるものとする。

7. 本条(6)に従って採択された費用を定めることに関する決定には、決定の根拠とした理由を記載しなければならない。当該決定に関する通知の日から1月以内に提出された請求に従って、無効部又は審判部がこれを見直すことができる。当該請求は、費用の額を見直すための手数料が納付されるまでは、提出されたものとはみなさない。無効部又は審判部の何れか該当する部は、口頭手続なしに、費用を定めることに関する決定についての見直しの請求に関して決定を下さなければならない。

第 70a 条 費用の最大料率に関する委託行為の委任

欧州委員会は、第 70 条(1)にいう手続に基本的なものであり、勝訴当事者に実際に生じた費用の最大料率を定める委託行為を採択しなければならない。これらの委託行為は、第 109 条(2)にいう審査手続に従って採択されるものとする。

欧州委員会は、旅費及び宿泊費・食費に関する最大料率を定めるに際し、当事者、代理人、証人又は鑑定人の居住地又は営業所と口頭手続が行われる場所との間の距離、費用が生じた手続段階及び第 78 条(1)の意味における代理の費用に関する限り、他方当事者が費用を負担する義務を戦略的理由により濫用することが確実にできないようにする必要性を考慮に入れなければならない。更に、宿泊費・食費は、理事会規則(EEC, Euratom, ECSC)No 259/68 に定められている EU の幹部職員の職員規則及び EU の他の公務員の雇用条件に従って計算されるものとする。敗訴当事者は、1 の手続当事者のみ及び該当する場合は 1 の代理人のみの費用を負担しなければならない。

第71条 費用の額を定めた決定の執行

1. 費用の額を定めたEUIPOの終局決定は、執行することができる。
2. 執行は、執行地において施行されている加盟国の民事訴訟手続規則に準拠するものとする。各加盟国は、本条(1)に規定する決定の真正性を検証する責を負う単一の機関を指定し、その連絡先をEUIPO、司法裁判所及び欧州委員会に通知する。執行命令は、当該機関による決定に添付され、前記決定の真正性に関する証明が唯一の手続となる。

3. 当事者の申請に基づく手続が完了した場合、当該当事者は、管轄当局に直接に提起することにより、国内法に従って執行手続を進めることができる。
4. 執行は、司法裁判所の決定による場合にのみ停止させることができる。ただし、執行が不正規に行われている旨の告訴についての管轄権は、関係加盟国の裁判所が有するものとする。

第3節 加盟国の公衆及び当局への情報提供

第72条 EU意匠登録簿

1. EUIPO は、登録 EU 意匠登録簿を備えなければならず、当該登録簿を最新の状態に保たなければならない。
 2. 登録簿には、EU 意匠登録に関する次の登録事項を含めなければならない。
 - (a) 第 48 条(3)に従う出願の出願日及び登録日
 - (b) 出願のファイル番号及び複数意匠出願に含まれる各個別の意匠のファイル番号
 - (c) 登録の公告日
 - (d) 出願人の名称並びに都市及び国
 - (e) 第 77 条(3)第 1 段落にいう代理人以外の代理人の名称及び事業用宛先
 - (f) 意匠の表示
 - (g) 物品の名称。当該名称の前に、ロカルノ分類の区分及びサブクラスの番号を記載する。
 - (h) 第 42 条に従う優先権の主張の詳細
 - (i) 第 44 条に従う博覧会優先権の主張の詳細
 - (j) 第 18 条に従う意匠創作者若しくは意匠創作者集団に係る名称表示又は意匠創作者若しくは意匠創作者集団が名称表示を受ける権利を放棄した旨の陳述
 - (k) 第 98 条(3)に従う、出願が提出された言語及び出願人が出願に表示した第 2 言語
 - (l) 第 48 条(1)に従う意匠の登録簿への登録日及び登録番号
 - (m) 公告延期期間の満了日を明示した、第 50 条(3)に従う公告延期請求の表示
 - (n) 第 36 条(3)(a)に従う説明書が提出された旨の表示
 3. 登録簿には、次の登録事項も含めなければならず、各事項にその記録日を記載しなければならない。
 - (a) 第 50g 条に従う所有者の名称又は都市及び国の変更
 - (b) 第 77 条(3)第 1 段落に規定された代理人以外の代理人の名称又は事業用宛先の変更
 - (c) 新たな代理人が選任された場合は、当該代理人の名称及び事業用宛先
 - (d) 第 18 条に従う意匠創作者又は意匠創作者集団の名称の変更
 - (e) 第 66g 条に従う錯誤及び明白な落丁の訂正
 - (f) 第 50e 条に従う意匠の変更
 - (g) 第 15 条(5)(a)に基づく権利付与手続が権限を有する裁判所又は当局において開始された旨の表示
 - (h) 第 15 条(5)(b)に従う手続に関する権限を有する裁判所若しくは当局の終局決定又はそれ以外の終結の日付及び詳細

- (i) 第 15 条(5) (c)に従う所有権の変更
- (j) 第 28 条に従う移転
- (k) 第 29 条に従う対物的権利の設定又は移転及び当該対物的権利の内容
- (l) 第 30 条に従う強制執行及び第 31 条に従う支払不能訴訟手続
- (m) 第 16 条(2)又は第 32 条に従うライセンスの付与又は移転, 及び該当する場合は第 32a 条(3)に規定するライセンスの種類
- (n) 第 50d 条に従う登録の更新及び当該更新が効力を生じる日
- (o) 第 50d 条(8)に従う登録の満了の決定
- (p) 第 51 条(1)に従う所有者による放棄宣言
- (q) 第 52 条に基づく無効宣言を求める申請, 第 84 条(5)に従う無効宣言を求める反訴又は第 55 条に従って提起された審判請求の提出日及び詳細
- (r) 第 53 条に従う無効宣言を求める申請に関する終局決定, 第 86 条(3)に従う無効宣言を求める反訴に関する終局決定, 第 55 条に従う審判請求に関する終局決定又はこれらの各条に従う手続に関するそれ以外の終結の日付及び詳細
- (s) 本条(2) (e)に従って記録された代理人に関する登録事項の抹消
- (t) 本条(3) (1), (m) 及び(n)にいう事項の修正又は登録簿からの抹消
- (u) 取消が公告された決定に関するものであるか又は抹消が公告された登録事項に関するものである場合は, 第 66h 条に従う決定の取消し又は登録簿における登録事項の抹消

4. 長官は, 本条(2)及び(3)に定める以外の事項を登録簿に登録すべきことを決定することができる。

5. 登録簿は, 電子的形態で維持することができる。EUIPO は, 本条(8)に定められている目的で, 個人データを含め, 本条(1), (2)及び(3)にいう事項を収集し, 整理し, 公表し, 保存しなければならない。EUIPO は, 登録簿を公衆が閲覧し易い状態に保たなければならない。

6. 登録 EU 意匠の所有者は, 登録簿の変更を通知されるものとする。

7. EUIPO は, 第 74 条(5)に従って登録簿の閲覧が制限されていない場合, 請求があったときは, 電子的手段によって, 登録簿の認証抄本又は非認証抄本を提供しなければならない。

8. 個人データを含め, 本条(2)及び(3)に定められている登録事項に関するデータの処理は, 次の目的で行われる。

- (a) 本規則及び本規則に従って採択された委任行為に記述されているように, 出願, 登録又は双方を管理すること
- (b) 公的当局及び経済事業者が本規則によって付与された権利を行使し, 第三者に属する先の権利の存在に関して情報提供を受けることを可能にするために, 公的登録簿をそれらの者の閲覧及び情報のために維持すること
- (c) EUIPO がその運営を最適化し, EU 意匠の登録制度の機能を改善することを可能にする報告書及び統計資料を作成すること

9. 個人データを含め、本条(2)及び(3)に定められている登録事項に関するすべてのデータは、公益を有するものとみなし、第50条(2)に別段の定めがある場合を除き、第三者が閲覧することができる。登録簿における登録事項は、無期限に保管されるものとする。

第72a条 データベース

1. EUIPO は、第72条に定められている登録簿を備える義務に加え、本規則又は本規則に従って採択された委任行為に従って所有者又は手続に係るそれ以外の当事者が提供したすべての詳細を収集し、電子データベースに保存しなければならない。

2. 電子データベースには、第72条に従って登録簿に含まれているものを超える個人データを、当該データが本規則又は本規則に従って採択された委任行為法令によって要求されている限り、含めることができる。個人データの収集、保存及び処理は、次の目的を果たすものとする。

(a) 本規則及び本規則に従って採択された法令に記述されているように、出願、登録又は双方を管理すること

(b) 関連する手続をより容易かつ効率的に行うために必要な情報にアクセスすること

(c) 出願人その他の手続当事者と通信すること、及び

(d) EUIPO がその運営を最適化し、制度の機能を改善することを可能にする報告書及び統計資料を作成すること

3. 長官は、データベースへのアクセス条件及び本条(2)に定める個人データを除き、第72条に掲げるデータを含む内容を利用に供することができる方法を決定しなければならない。

4. 本条(2)に定める個人データへのアクセスは、制限されるものとし、当該データは、関係当事者が明示的に同意していない限り、公衆の利用に供してはならない。

5. すべてのデータは、無期限に保管されるものとする。ただし、関係当事者は、登録EU意匠の期間満了又は関連する当事者系手続の終了から18月後に、データベースからの個人データの抹消を請求することができる。

関係当事者は、何時でも、不正確な又は誤ったデータの訂正を受ける権利を有する。

第72b条 決定へのオンラインアクセス

1. 登録EU意匠に関するEUIPOの決定は、一般公衆の情報及び参照のために、オンラインで利用に供されるものとする。決定の採択をもたらした手続の当事者は、当該決定に含まれている個人データの抹消を請求することができる。

2. EUIPO は、知的財産事項に関する公衆の意識を高め、慣行の集約を推進するために、その業務に関連する国内及び連合の裁判所の判決へのオンラインアクセスを提供することができる。EUIPO は、個人データに関する当初の公表条件を尊重しなければならない。

第73条 定期刊行物

1. EUIPO は、次のものを定期的に刊行しなければならない。

(a) 登録簿における登録事項及び EU 意匠の登録に関する他の詳細であって、本規則又は本規則に従って採択された委任行為によって公告することが要求されているものの公告を含む EU 意匠公報

(b) EUIPO 長官が発する一般的性格の通知及び情報並びに本規則又はその実施に関連する他の情報を含む EUIPO の公報

第 1 段落 (a) 及び (b) にいう刊行物は、電子的手段によって行うことができる。

(2) EU 意匠公報は、長官が決定する方法及び頻度で刊行しなければならない。

(3) EUIPO の公報は、EUIPO の言語で刊行しなければならない。ただし、長官は、一定の事項を EU 公用語で EUIPO の公報に公告すべきことを決定することができる。

第73a条 定期刊行物に関する委託行為の委任

欧州委員会は、次の事項を定める委託行為を採択する。

(a) EU 意匠公報における刊行日とみなされる日

(b) 出願公告時と比較して変更のない意匠登録の公告方法

(c) EUIPO 公報の版を公衆に利用可能とする形式

これらの実施行為は、第109条(2)に規定する審査手続に従って採択される。

第74条 包袋の閲覧

1. 登録EU意匠の出願であって、いまだ公告されていないものに関する包袋、又は登録EU意匠であって、第50条による公告延期の対象とされているもの、若しくは公告延期の対象であったが、その期間の満了以前に放棄されているものに関する包袋は、登録EU意匠に関する出願人又は権利所有者の同意を得ないで、公衆の閲覧に供してはならない。

2. 正当な利害関係を証明することができる者は、登録EU意匠の出願人又は権利所有者の同意を得ないで、公告前又は本条(1)に規定した事情における後者の放棄の後、包袋を閲覧することができる。

本規定は、特に、登録EU意匠の出願人又は権利所有者が、当該利害関係人に対して、登録EU意匠に基づく権利を行使するための手段を講じていることを証明した場合に適用される。

3. 登録EU意匠の公告後は、請求により、その包袋を閲覧することができる。

4. 本条(2)又は(3)に基づき包袋が閲覧される場合、包袋の以下の部分は閲覧から除外されるものとする。

(a) 商標理事会規則(EU)2017/1001第169条に基づく除斥又は忌避に関する文書。

(b) 決定案及び意見案、並びに決定及び意見の作成に使用されたその他すべての内部文書。

(c) 包袋の閲覧請求が行われる前に当事者が秘密保持に特別な関心を示した包袋の一部。

ただし、当該包袋の一部の閲覧が、閲覧を求める当事者の正当な利益を優先させることによって正当化される場合を除く。

5. 第50条(1)に基づき登録の公告が延期される場合、登録EU意匠の出願人以外の者による登録簿へのアクセスは、出願人の氏名、代理人の氏名、出願日及び登録日、出願番号並びに公告が延期されている旨の表示に限定される。この場合、登録簿からの認証抄本又は認証されていない抄本には、出願人の氏名、代理人の氏名、出願日及び登録日、出願番号並びに公告が延期されている旨の表示のみが含まれるものとする。ただし、抄本の請求が出願人又は出願人の代理人によって行われた場合はこの限りではない。

第74a条 包袋の閲覧手続

1. 第74条(3)に従って請求された登録EU意匠の包袋閲覧は、包袋の技術的保存手段によるものとする。当該閲覧は、オンラインで行われるものとする。長官は、閲覧手段を決定しなければならない。

2. 包袋閲覧の請求が、登録EU意匠を求める出願又は登録EU意匠であつて、第50条による公告の繰り延べの対象であるもの、又は公告の繰り延べの対象であつたが、その期間の満了日以前に放棄されているものに関するものである場合、当該請求には、次のことの証拠を含めなければならない。

(a) EU意匠の出願人又は所有者が閲覧に同意していること、又は

(b) 閲覧を請求する者が包袋の閲覧についての正当な利害関係を証明していること

3. 請求があつたときは、包袋の閲覧は、包袋書類の電子複写を用いて行われるものとする。EUIPOはまた、請求があつたときは、登録EU意匠を求める出願の認証謄本又は非認証謄本を電子的手段によって交付しなければならない。

第74b条 包袋に含まれている情報の伝達

第74条に定められた制限に従うことを条件として、EUIPOは、請求があつたときは、EU意匠出願又は登録EU意匠に関する手続の包袋からの情報を伝達することができる。

第74c条 包袋の保管

1. EUIPOは、EU意匠出願及び登録EU意匠に関する手続の包袋を保管しなければならない。長官は、これらの包袋が保管されるべき形態を決定しなければならない。

2. 包袋が電子的形式で保管される場合は、電子ファイル又はそのバックアップコピーは、無期限に保管されるものとする。手続当事者によって提出され、当該電子ファイルの基礎を成す元の書類は、EUIPOによるその受領からある期間の後に廃棄されるものとし、当該期間は、長官が決定する。

3. 包袋又は包袋の一部が電子的以外の形態で保管される場合は、その限りにおいて、当該包袋の一部を構成する証拠に係る書類又は品目は、次のことがあった年の末日から少なくとも5年間保管される。

- (a) 出願が拒絶され、又は取り下げられたこと
- (b) EU意匠の登録が確定的に満了したこと
- (c) 第51条に従って登録EU意匠の放棄が登録簿に登録されたこと
- (d) 登録EU意匠が登録簿から確定的に抹消されたこと

第75条 行政上の協力

1. 本規則又は国内法に別段の定めがある場合を除き、EUIPO、及び加盟国の裁判所又は当局は、請求を受けたとき、情報の連絡又は包袋を閲覧に供することによって、相互に援助しなければならない。

EUIPOが包袋を裁判所、公訴機関又は産業財産権中央官庁による閲覧に供するときは、当該閲覧には、第74条に規定した制限を課してはならない。

2. EUIPOは、情報の連絡又は又は包袋を閲覧に供するための書類の開示に対して手数料を徴収してはならない。

第76条 削除

第4節 代理

第77条 代理に関する一般原則

1. 本条(2)に従うことを条件として、何人もEUIPOに対し、代理人を介することを強制されないものとする。
2. 本条(3)第2段落を損なうことなしに、EEA域内に住所、主たる営業所又は現実かつ実効的な工業上若しくは商業上の施設の何れも有していない自然人又は法人は、登録EU意匠を出願することを除き、本規則によって定められているEUIPOに対するすべての手続においては、第78条(1)に従って、EUIPOに対する代理人を立てなければならない。
3. EEA域内に住所又は主たる営業所又は現実かつ実質的な工業上若しくは商業上の施設を有する自然人又は法人は、その従業者の1をEUIPOに対する代理人とすることができる。本項の適用を受ける法人の従業者は、その法人と経済的関係を有する他の法人を代理することができる。なお、当該他の法人がEEA域内に住所、主たる営業所又は現実かつ実質的な工業上若しくは商業上の施設の何れも有していない場合も、その代理をすることができる。

本項の適用を受ける法人の従業者は、EUIPO又は必要に応じて当事者の要請により、包袋に挿入することを目的とする署名済委任状をEUIPOに提出しなければならない。

4. 出願人が複数の場合又は共同で行動する第三者が複数である場合は、共通の代理人を選任するものとする。

第78条 職業代理人

1. EUIPOに対する本規則に基づく手続については、次の何れかに該当する者のみが自然人又は法人の代理をすることができる。

- (a) EEA協定加盟国の1における有資格の弁護士であって、EEA域内に営業所を有している者。ただし、該当する加盟国において、産業財産権事件の代理人として行動する資格を有することを条件とする。
- (b) 商標理事会規則(EU)2017/1001第120条(1)(b)に規定する職業代理人名簿にその名称が登録されている職業代理人、又は
- (c) 本条(4)に規定する意匠事件に関する職業代理人特別名簿に、その名称が登録されている者

2. 本条(1)(c)に規定する職業代理人は、EUIPOに対する意匠事件の手続においてのみ、第三者を代理する資格を有する。

3. EUIPOに手続する代理人は、EUIPOの要請により又は必要に応じて訴訟手続の相手方の要請により、包袋に挿入することを目的とする署名済委任状をEUIPOに提出しなければならない。

4. EUIPOは、意匠事件に関する職業代理人特別名簿を作成し、これを維持する。次の条件をすべて満たしている自然人は、当該名簿への登録を受けることができる。

- (a) 加盟国の1の国民であること。
- (b) EEA域内において営業所又は就業場所を有すること。
- (c) EEA協定加盟国の産業財産権中央官庁又はベネルクス知的財産庁において、意匠事件について自然人又は法人の代理をする資格を有すること。

当該加盟国において、本条(1)(c)に規定する資格が、特別な職業代理人としての資格を有することを条件としない場合、特別名簿への登録を申請する者は、産業財産権中央官庁又はベネルクス知的財産庁において意匠事件について手続する者であって、少なくとも5年間、産業財産権中央官庁又はベネルクス知的財産庁に対し、慣行的に意匠事件の手続を行っていた者でなければならない。ただし、意匠事件に関し、加盟国の1の産業財産権中央官庁又はベネルクス知的財産庁に対して自然人又は法人の代理をする職業資格が、その国によって定められた規則に従って公式に認められている者には、前記の職業実務の条件を課してはならない。

5. 本条(4)に規定した条件が満たされている旨を示した、関係加盟国の産業財産権中央官庁又はベネルクス知的財産庁からの請求に基づき、意匠事件に関する職業代理人特別名簿には登録される。意匠事件に関する職業代理人特別名簿への登録は、EUIPOの公報に掲載される。

6. EUIPO長官は、次の要件の適用除外を認めることができる。
- (a) 本条(4)第1段落(b)及び(c)に定める要件を満たす、高度な資格を有する職業代理人についての、本条(4)第1段落(a)の要件
 - (b) 申請者が別の方法で所要の資格を取得している旨の証拠を提出した場合における本条(4)第2段落の要件
7. 意匠事件に関する職業代理人特別名簿に登録されている者は、本人の要請により又は当該人がもはや職業代理人としての資格を有しなくなった場合、抹消する。意匠事件に関する職業代理人特別名簿の変更は、EUIPOの公報に掲載される。
8. EUIPOに手続する代理人は、第72a条に定めるデータベースに登録され、識別番号が取得される。EUIPOは、代理人に対し、登録された住所において営業又は就業の真実性及び有効性の証明を求めることができる。EUIPO長官は、特に代理人事務所について、識別番号の取得及び代理人のデータベースへの登録に関する正式な要件を定めることができる。

第78a条 職業代理人に関する委託行為の委任

欧州委員会は、第109a条に基づき、次の事項を規定することにより、本規則を補足する委任行為を採択する権限を有する。

- (a) 第77条(4)に規定する共通代理人の選任の条件及び手続
- (b) 第77条(3)に規定する従業者及び第78条(1)に規定する職業代理人が代理業務を行うために署名済委任状をEUIPOに提出する要件並びに当該委任状の内容
- (c) 第78条(7)に規定する意匠事項に関する職業代理人の名簿から個人を削除する要件

第IX章 EU意匠に関する訴訟の管轄権及び手続

第1節 管轄権及び執行

第79条 民事及び商事事件における管轄権並びに判決の承認及び執行に関するEU規則の適用

1. 本規則に別段の定めがある場合を除き、「民事及び商事事件における管轄権並びに判決の承認及び執行に関する欧州議会・理事会規則(EU)1215/2012」(以下、EU規則)は、EU意匠及び登録EU意匠の出願に関する手続並びに同時保護を享受するEU意匠及び国内意匠に基づいて、同時手続及び逐次手続に係る訴訟に適用される。

2. 本規則第81条に定める訴訟及び請求に関する手続は、次のとおり規定する。

- (a) EU規則第4条、第6条、第7条の(1)、(2)、(3)及び(5)並びに第35条は適用されない。
- (b) EU規則第25条及び第26条は、本規則第82条(4)に定める制限に従って適用される。
- (c) 加盟国に住所を有する者に適用されるEU規則第2章の規定は、何れの加盟国にも住所を有しないが、当該加盟国に事業所を有する者にも適用される。

3. 本規則におけるEU規則への援用は、必要に応じて、2005年10月19日付の「民事及び商事事件に関する管轄権並びに判決の承認及び執行に関する欧州共同体とデンマーク王国との間の協定」が含まれるものとする。

第2節 EU意匠の侵害及び効力に関する紛争

第80条 EU意匠裁判所

- 1. 各加盟国はその領域内に、本規則によって課せられた任務を遂行する第1審及び第2審の国内の裁判所及び審判所(EU意匠裁判所)をできる限り制限した数で指定しなければならない。
- 2. 各加盟国は2005年3月6日までに、名称及び地域管轄権を表示したEU意匠裁判所一覧を欧州委員会に通知しなければならない。
- 3. 本条(2)に定める一覧を通知した後、EU意匠裁判所の数、名称又は地域管轄権に関する変更を行った場合は、関係加盟国はその変更を遅滞なく欧州委員会に通知しなければならない。
- 4. 欧州委員会は、本条(2)及び(3)に規定した情報を加盟国に通知し、また、欧州連合公報に公告しなければならない。

第81条 侵害及び有効性に関する管轄権

EU意匠裁判所は、次の事項に関して排他的管轄権を有するものとする。

- (a) EU意匠に係る侵害訴訟、及び国内法によって許容されている場合は、侵害の虞に関する訴訟
- (b) 国内法によって許容されている場合は、EU意匠に関する非侵害宣言を求める訴訟
- (c) 無登録EU意匠の無効宣言を求める訴訟
- (d) (a)に基づく訴訟に関連して提起された、EU意匠に関して無効宣言を求める反訴

第82条 国際管轄権

1. 本規則の規定及び第79条に従って適用されるEU規則の規定に従うことを条件として、第81条に定める訴訟及び反訴に係る手続は、被告が住所を有している加盟国、又は何れの加盟国にも住所を有していないときは、施設を有している加盟国の裁判所に提起しなければならない。
- 2 被告が何れの加盟国においても、住所及び施設の何れも有していない場合、それらの手続は、原告が住所を有している加盟国、又は何れの加盟国にも住所を有していないときは、施設を有している加盟国の裁判所に提起しなければならない。
3. 被告及び原告の何れも、上記の住所及び施設の何れも有していない場合、上記の手続は、EUIPOが所在している加盟国の裁判所に提起しなければならない。
4. 本条(1)、(2)及び(3)の規定に拘らず、以下の規定が適用される：
 - (a) 当事者が、別のEU意匠裁判所が管轄権を有することに同意した場合、EU規則第25条を適用する。
 - (b) 被告が別のEU意匠裁判所への出頭を申し出た場合、EU規則第26条を適用する。
5. 第81条(a)及び(d)にいう訴訟及び反訴に関する手続は、侵害行為が行われたか又はその虞がある加盟国の裁判所にも提起することができる。

第83条 侵害に関する管轄権の範囲

1. 第82条(1)、(2)、(3)又は(4)に基づいて管轄権を有するEU意匠裁判所は、すべての加盟国の領域内における侵害の実行又はその虞がある行為に関して管轄権を有する。
2. 第82条(5)に基づいて管轄権を有するEU意匠裁判所は、当該裁判所が所在している加盟国の領域内における侵害の実行又はその虞がある行為に関してのみ、管轄権を有するものとする。

第84条 EU意匠に関する無効宣言を求める訴訟又は反訴

1. EU意匠に関する無効宣言を求める訴訟又は反訴は、第25条に記載した無効理由のみをその根拠とすることができる。
2. 第25条(2)、(3)、(4)及び(5)に記載の事情について、訴訟又は反訴は、これらの規定に基づく権利を有する者のみが提起することができる。
3. EU意匠に係る権利所有者が既に当事者ではなくなっている法的手続において反訴が提起された場合、当該人にそれについて通知されるものとし、当該人は、裁判所が所在している加盟国の法律に規定されている条件に従って、当該訴訟に当事者として参加することができる。
4. 非侵害の宣言を求める訴訟においては、EU意匠の有効性を争点とすることはできない。

5. 登録EU意匠の無効宣言を求める反訴が提起されたEU意匠裁判所は、利害関係人又は裁判所の何れかが反訴の提起日をEUIPOに通知するまで、反訴の審理を進めてはならない。EUIPOは、第72条(3)(q)に従って、その情報を登録簿に記録する。反訴が提起される前にEUIPOに登録EU意匠の無効宣言の申立が提出されていた場合、EUIPOは裁判所にその旨を通知し、当該申立に関する決定が確定するか、当該申立が取り下げられるまで、第91条(1)に従って審理を停止する。

6. 登録EU意匠の無効宣言を求める反訴を審理するEU意匠裁判所は、登録EU意匠の権利者からの申立に基づき、他の当事者の意見を聴取した後、審理を差し止め、被告に対し、裁判所が定める期限内に無効宣言の申立をEUIPOに提出することを求めることができる。申立が期限内に提出されない場合、審理は継続され、反訴は取り下げられたものとみなされる。第91条(3)が適用される。

第85条 有効性の推定—理非に関する抗弁

1. 登録EU意匠に関する侵害訴訟又は侵害の虞に対する訴訟については、EU意匠裁判所は、当該EU意匠は有効なものとして取り扱わなければならない。有効性に関しては、無効宣言を求める反訴による場合にのみ、検討を求めることができる。ただし、EU意匠の無効に関して反訴以外の方法で提出される抗弁は、被告が、本人に属する、第25条(1)(d)の意味における先の国内意匠権のために、EU意匠に関しての無効宣言が可能である旨の主張をしている限り、受理される。

2. 無登録EU意匠に関する侵害訴訟又は侵害の虞に対する訴訟については、EU意匠裁判所は、権利所有者が、第11条に規定されている条件が満たされていることの証拠を提出し、かつ、当該人のEU意匠の独自性を構成する内容を表示している場合は、当該EU意匠を有効なものとして取り扱わなければならない。ただし、被告は抗弁により又は無効宣言を求める反訴をもって、その有効性に異議を申し立てることができる。

第86条 無効判決

1. EU意匠裁判所に対する手続において、無効宣言を求める反訴によってEU意匠が争点とされた場合において、

(a) 裁判所は、第25条に記載した理由の何れかによりEU意匠の維持が困難と認定した場合は、そのEU意匠の無効を宣言しなければならない。

(b) 裁判所は、第25条に記載した理由の何れもEU意匠の維持を妨げないと認定した場合は、その反訴を棄却しなければならない。

2. 登録EU意匠に関する無効宣言を求める反訴について、同一の内容及び訴訟原因に関係し、かつ、同一の当事者に係る申請が、EUIPOにより決定され、既にそれが終局している場合、EU意匠裁判所は当該反訴を却下しなければならない。

3. EU意匠裁判所は、登録EU意匠に関する無効宣言を求める反訴に対して判決を下し、それが確定したときは、当該判決の謄本をEUIPOに送付しなければならない。EUIPO又はその他の当事者は、当該判決の情報を請求することができる。EUIPOは第72条(3)(r)の規定に従って、当該判決を登録簿に記載しなければならない。

第87条 無効判決の効力

EU意匠の無効を宣言するEU意匠裁判所の判決が確定したときは、当該判決は全加盟国において、第26条に定めた効力を有するものとする。

第88条 適用法

1. EU意匠裁判所は、本規則の規定を適用しなければならない。
2. 本規則によって規定されていない意匠事件に関して、EU意匠裁判所は、適用されるべき国内法を適用しなければならない。
3. 本規則に別段の定めがない限り、EU意匠裁判所は、裁判所が所在している加盟国における、国内意匠権に係る同一種類の訴訟に関する手続規則を適用しなければならない。

第89条 侵害訴訟における制裁

1. EUにおける侵害又は侵害の虞について、EU意匠裁判所は、被告がEU意匠を侵害し又は侵害する虞があると認定したとき、特別な理由がない限り、被告に対し、EU意匠を侵害し又は侵害する虞のある行為の継続を禁止する命令を発しなければならない。また、EU意匠裁判所は、当該禁止措置の遵守を確保するため、必要な措置を講じなければならない。
2. EU意匠裁判所は、適用法に基づき、事件の状況において適切と判断される措置又は命令を適用することもできる。

第90条 保護措置を含む暫定措置

1. EU意匠裁判所を含む加盟国の裁判所に対し、EU意匠に関して、当該国の法律に基づいて利用することができる国内意匠権に関する保護措置を含む暫定措置を求める申請をすることができる。また、他の加盟国のEU意匠裁判所が、本規則に基づいて、当該事件の実質的管轄権を有する場合であっても同様に申請をすることができる。
2. 保護措置を含む暫定措置に関する手続においては、EU意匠の無効に関して被告が提出する反訴以外の形での抗弁を受理することができる。なお、第85条(2)を準用するものとする。
3. 本規則第82条(1)、(2)、(3)又は(4)に基づく管轄権を有するEU意匠裁判所は、EU規則第3章に規定する承認及び(執行のために必要な手続に従うことを条件として、何れかの加盟国領域においても適用可能な保護措置を含む暫定措置を承認することについての管轄権を有する。他の裁判所は、当該管轄権を有さないものとする。

第91条 関連訴訟に関する特則

1. 第81条に規定する訴訟（ただし、非侵害の宣言を求める訴訟を除く）を聴聞するEU意匠裁判所は、EU意匠の有効性が登録EU意匠に関する反訴のために既に他のEU意匠裁判所において争点とされている場合、又は登録EU意匠に関して、無効宣言を求める申立が既にEUIPOに提出されている場合は、その聴聞を継続する特別な理由がない限り、当事者を聴聞した後に当該裁判所が職権で、又は、一方の当事者の請求を受けて他方の当事者を聴聞した後で、当該手続を中断するものとする。

2. EUIPOは、登録EU意匠に関する無効宣言を求める申立を聴聞するに際し、登録EU意匠の有効性が反訴のために既にEU意匠裁判所において争点とされている場合は、その聴聞を継続する特別な理由がない限り、当事者を聴聞した後での職権で、又は、一方の当事者の請求を受けて他方の当事者を聴聞した後で、その手続を中断するものとする。ただし、EU意匠裁判所に対する当事者の1が手続の中断の請求をしたときは、当該裁判所は他方の当事者を聴聞した後、その手続を中断することができる。この場合、EUIPOは、係属している手続を続行しなければならない。

3. EU意匠裁判所がその手続を中断するときは、裁判所は中断期間を対象として、保護措置を含む暫定措置を命じることができる。

第92条 第2審EU意匠裁判所の管轄権—更なる上訴

1. 第81条に規定する訴訟及び反訴から生じた手続に関する第1審EU意匠裁判所の判決に対しては、第2審EU意匠裁判所に上訴することができる。
2. 第2審EU意匠裁判所への上訴を可能とする条件は、その裁判所が所在している加盟国の国内法によって定める。
3. 第2審EU意匠裁判所の判決に関しては、更なる上訴に関する国内規則を適用する。

第3節 EU意匠に関するその他の紛争

第93条 EU意匠裁判所以外の国内裁判所の管轄権に関する補足規定

1. 第79条(1)又は(4)に基づく管轄権を有する裁判所が存在している加盟国内においては、当該国における国内意匠権に関する訴訟について地域管轄権及び事物管轄権を有する裁判所が、第81条に規定する訴訟以外のEU意匠に関する訴訟についての管轄権を有する。
2. 第81条に規定する訴訟以外のEU意匠に関する訴訟については、第79条(1)及び本条(1)による管轄権を有する裁判所がないときは、EUIPOが所在している加盟国の裁判所において聴聞を受けることができる。

第94条 国内裁判所の義務

第81条に規定する訴訟以外のEU意匠に関する訴訟を審理する国内裁判所は、当該意匠を有効なものとして取り扱わなければならない。なお、第85条(2)及び第90条(2)を準用する。

第X章 加盟国の法律に対する効果

第95条 EU意匠及び国内意匠権に基づく並行訴訟

1. 侵害又は侵害の虞に対する複数の訴訟について、同一の訴訟原因であり、かつ、同一の当事者間であるが、異なる加盟国の裁判所に提起され、一方がEU意匠に基づく訴訟であり、他方が同時保護を提供する国内意匠権に基づく訴訟である場合は、最初に提起された裁判所以外の裁判所は職権により、他方の裁判所のために管轄権を辞退するものとする。他方の裁判所の管轄権が争われている場合には、管轄権の辞退を義務付けられる裁判所は、その手続を中断することができる。
2. EU意匠に基づき、侵害又は侵害の虞に対する訴訟を審理するEU意匠裁判所は、同時保護を提供する意匠権に基づき、同一の訴訟原因についての及び同一の当事者間での問題の理非についての終局判決が下されている場合は、その訴訟を却下しなければならない。
3. 国内意匠権に基づき、侵害又は侵害の虞に対する訴訟を審理する裁判所は、同時保護を提供するEU意匠に基づき、同一の訴訟原因についての及び同一の当事者間での問題の理非についての終局判決が下されている場合は、その訴訟を却下しなければならない。
4. 本条(1)、(2)及び(3)は、保護措置を含む暫定的措置には適用しないものとする。

第96条 国内法に基づく他の保護方式との関係

1. 本規則の規定は、無登録意匠、商標又はその他の識別標識、特許、実用新案、印刷書体、民事責任及び不正競争に関するEU法又は関係加盟国の法律の如何なる規定も損なわないものとする。
2. EU意匠によって保護される意匠は、著作権法の要件を満たす限り、当該意匠が創作され又はある形に決められた日から、著作権に基づく保護も受ける資格を有するものとする。

第XI章 EUIPOに関する補足規定

第1節 通則

第97条 規則(EU)2017/1001 (EU規則) の適用

本章に別段の規定がされていない限り，EU規則の第142条から第146条まで，第148条から第158条まで，第162条並びに第165条から第177条までは，本規則に基づくEUIPOの業務に適用する。

第98条 手続言語

1. 登録EU意匠の出願は，EUの公用語の1によって行わなければならない。

2. 出願人は，EUIPOの言語の1であって，EUIPOに対する手続に係る可能な言語として使用することを承諾する第2言語を指定しなければならない。

出願がEUIPOの言語以外の言語で提出された場合，EUIPOは，その出願を出願人が指定した言語に翻訳させる手配をしなければならない。

3. 登録EU意匠の出願人がEUIPOに対する手続の唯一の当事者であるときは，手続言語は，出願のために使用された言語とする。出願がEUIPOの言語以外の言語で提出された場合，EUIPOは出願人に対し，出願人が出願において表示した第2言語による書面で通知することができる。

4. 無効手続の場合において，登録EU意匠の出願のために使用された言語がEUIPOの言語の1であるとき，手続言語はその言語としなければならない。出願がEUIPOの言語以外の言語で提出されていたとき，手続言語は出願に表示された第2言語としなければならない。

無効宣言を求める申立は，手続言語により提出しなければならない。

手続言語が，登録EU意匠の出願のために使用された言語でない場合，EU意匠の権利所有者は，出願時の言語による意見書を提出することができる。EUIPOは，その意見書を手続言語に翻訳する手配をしなければならない。

EUIPOが負担する翻訳費用は，事件の複雑性によって正当化されるときにEUIPOが認める免除を条件として，EUIPOが受領する平均規模の陳述書を基にして各種の事件について定める金額を超えることができない旨を施行規則によって規定することができる。前記の金額を超える費用は，第70条により，敗訴当事者に割り当てることができる。

4a. 本条(4)の規定を損なうことなく：

(a) 登録EU意匠出願に関する請求又は宣言は，登録EU意匠出願の際に使用した言語又は出願人が当該出願において指定した第2言語で提出することができる。

(b) 第52条に基づく無効宣言の申立又は第51条に基づく放棄宣言以外の登録EU意匠出願に関する請求又は宣言は，EUIPOの言語の何れかで提出することができる。

ただし，第66d条に規定するEUIPOが定める様式を使用する場合，当該様式は，文言部分については，EUIPOの何れかの言語で記入されていることを条件に，EUの公用語の何れかを使用

することができる。

5. 無効手続の当事者は、EUの別の公用語をその手続言語とすることに同意することができる。

6. 本条(3)及び(5)を損なうことなく、かつ、別段の規定がない限り、当事者はEUIPOにおける書面による手続において、EUIPOの何れかの言語を使用することができる。選択された言語が手続言語以外の場合、当事者は原本提出日から1月以内に当該言語への翻訳文を提出しなければならない。登録EU意匠の出願人がEUIPOにおける唯一の手続当事者であり、かつ、登録EU意匠出願に使用された言語がEUIPOの言語の何れでもない場合、出願人が出願時にて選択した第2言語による翻訳文も提出することができる。

7. EUIPO長官は、翻訳文の認証方法を決定するものとする。

第98a条 翻訳文の必要性及び基準に関する委任行為の採択権限

欧州委員会は、次の事項を規定する委任行為を採択する権限を有する。

(a) EUIPOにおける書面手続において使用される裏付書類をEUの公用語で提出することができる範囲及び翻訳文の提出の必要性

(b) EUIPOに提出すべき翻訳文の必要な基準

これらの委任行為は、第109条(2)に規定する審査手続に従って採択される。

第99条 公告及び登録簿

1. 本規則又は本規則に基づいて制定された法律により公告することが定められているすべての情報は、EUのすべての公用語によって公告しなければならない。

2. 登録簿への記載のすべては、EUのすべての公用語で行わなければならない。

3. 疑義があるときは、登録EU意匠の出願をしたときに使用されているEUIPOの言語による原文を真正なものとする。出願がEUIPOの言語の1ではない、EU公用語でされていた場合は、出願人が指定した第2言語による原文を真正なものとしなければならない。

第100条 長官の補充的権限

EUIPO長官は、EU規則第157条(4)(o)により付与された権限に加え、本規則第36条(5)、第37条(1)、第41条(5)、第42条(2)、第62条(2)、第65条(5)、第66条、第66c条、第66e条、第72条(4)、第72a条(3)、第73条、第74a条(1)、第74c条、第78条、第98条(7)、第106aa条、第106ab条(1)、第106ac条及び第106ad条に基づき付与された権限を、本規則及び本規則に基づいて制定された法律及び規則に定める基準に従って行使する。

第101条 削除

第2節 手続

第102条 権限

本規則に定めた手続に関する決定を行う上で、次のものが権限を有するものとする。

- (a) 審査官
- (b) 登録担当部門
- (c) 無効部
- (d) 審判部

第103条 審査官

審査官は、EUIPOを代表して登録EU意匠の出願に関する決定を下す責任を有する。

第104条 登録担当部門

1. 登録担当部門は、EU規則により委任された権限に加え、本規則に基づく登録簿への記載に関する決定、及び本規則により要求される審査官又は無効審判部の権限に属さないその他の決定を行う責任を負うものとする。
2. 登録担当部門は、意匠に関する職業代理人名簿を維持する責任を負うものとする。

第105条 無効部

1. 無効部は、登録EU意匠に関する無効宣言を求める申立に関して決定を下す責任を有するものとする。
2. 無効部は3名の構成員をもって構成する。構成員の内、少なくとも1名は法律職でなければならない。
3. 費用又は手続に関する決定は、無効部の1名の構成員によってなされるものとする。

第105a条 構成員1名单独での決定に関する委託行為の委任

欧州委員会は、第105条(3)に規定する構成員1名单独での決定の種類を具体的に規定する委任行為を採択する権限を有する。これらの委託行為は、第109条(2)に規定する審査手続に従って採択される。

第106条 審判部

EU規則第165条により付与された権限に加え、同規則により設置される審判部は、本規則に定める手続に関連して、本規則第102条(a)、(b)及び(c)に規定するEUIPOの機関の決定に対する審判請求に関して審決を下す責任を有する。

第3節 手数料及びその納付

第106aa条 手数料及び料金並びに納付期日

1. 長官は、付属書に定められている業務以外のEUIPOが提供する業務に課されるべき額及びEUIPOが発行する刊行物に課されるべき額を定めなければならない。料金の額は、ユーロで定めるものとし、EUIPOの公報に公告しなければならない。各料金の額は、EUIPOが提供する特

定の業務費用を賄うために必要な範囲を超えないものとする。

2. 納付期日が本規則に定められていない手数料及び料金は、当該手数料又は当該料金が生じる業務の請求の受領日に納付すべきである。

長官は、予算委員会の同意を得て、第1段落に記載した役務について、何れがそれに関連する手数料又は料金の前納に応じて行われなければならないかを決定することができる。

第106ab条 手数料及び料金の納付

1. EUIPOに納付すべき手数料及び料金は、予算委員会の同意を得て長官が決定する納付方法によって納付しなければならない。

第1段落に従って決定された納付方法は、EUIPOの公報に公告しなければならない。すべての納付は、ユーロで行わなければならない。

2. 本条(1)に記載の納付手段以外の納付手段を通じた納付は、行われていないものとみなし、納付された額は、返還される。

3. 納付には、EUIPOが納付の目的を直ちに確定することを可能にするために必要な情報を含めなければならない。

4. 本条(3)に記載の納付目的を直ちに確定することができない場合、EUIPOは、納付を行う者に対し、一定の期間内に当該目的を書面により通知するよう要求しなければならない。当該人がその期間内に要求を満たさなかった場合、納付は、行われていないものとみなし、納付された額は、返還される。

第106ac条 納付がされたとみなされる日

長官は、納付が行われたものとみなすべき日付を確定しなければならない。

第106ad条 不十分な納付及び超過納付の返還

1. 納付期限は、手数料又は料金の全額が期限内に納付されている場合にのみ、遵守されたものとみなす。手数料又は料金が全額は納付されていない場合、納付された額は、納付期間が満了した後に返還される。

2. ただし、EUIPOは、納付期間の終了前の残存期間内に可能である限り、納付を行う者に対し、不足額を納付する機会を与えなければならない。

3. 回収されるべき金額が極めて少ない場合又は当該回収が非常に不確実である場合、長官は、予算委員会の同意を得て、納付すべき金額の強制回収措置を放棄することができる。

4. 手数料又は料金を賄うために過剰な金額が納付された場合は、超過分は、返還される

第XIa章 意匠の国際登録

第1節 通則

第106a条 規定の適用

1. 本章において別段の定めがない限り、本規則及び第109条に従って採用された本規則の施行規則は、ジュネーヴアクトに基づき、世界知的所有権機関の国際事務局が維持する国際登録簿への工業意匠のEUを指定する登録(以下「国際事務局」及び「国際登録」という)について準用する。

2. EUを指定する国際登録の国際登録簿への記録は、EUIPOのEU意匠登録簿になされたのと同一の効果を有し、かつ、EUを指定する国際登録の国際事務局公報での公告は、EU意匠公報に公告されたのと同一の効果を有する。

第2節 EUを指定する国際登録

第106b条 国際出願の出願手続

ジュネーヴアクト第4条(1)に従う国際出願は、国際事務局へ直接しなければならない。

第106c条 指定手数料

ジュネーヴアクト第7条(1)にいう所定の指定手数料は、個々の指定手数料により置き換えられる。

第106d条 EUを指定する国際登録の効果

1. EUを指定する国際登録は、ジュネーヴアクト第10条(2)にいうその登録日から、登録EU意匠の出願と同一の効果を有する。
2. 拒絶の通知がされず、又は拒絶が取下げられた場合は、意匠のEUを指定する国際登録は、本条(1)の日から、登録EU意匠としての意匠登録と同一の効果を有する。
3. EUIPOは、施行規則に定める条件に従って、本条(2)に記載の国際登録に関する情報を提供する。

第106e条 拒絶

1. EUIPOは、国際登録の審査を実行するに際し、保護を求める意匠が第3条(a)に基づく定義に合致しないこと、又は公の秩序又は容認された道徳の原則に反していることを認めた場合は、国際登録の公告日から6月以内に、拒絶の通知を国際事務局に送付しなければならない。当該通知には、拒絶の基礎となった理由を記載しなければならない。
2. 国際登録のEUにおける効果は、所有者がEUに関して国際登録を放棄し、又は意見書を提出する機会を与えられる前に、拒絶されることはない。
3. 拒絶理由に関する審査の条件は、施行規則において定める。

第106f条 国際登録の効果の無効

1. 国際登録のEUにおける効果は、第VI章及び第VII章の手續に従って、又は侵害訴訟における反訴に基づきEU意匠裁判所により、部分的又は全面的に無効を宣言することができる。
2. EUIPOは、無効を認識したときは、国際事務局にこれを通知する。

第106g条 更新

国際登録は、ジュネーブ条約第17条の規定に従い、国際事務局において直接更新されるものとする。

第XII章 最終規定

第107条 削除

第108条 削除

第110a条 EUの拡張に関する規定

1. ブルガリア，チェコ共和国，エストニア，クロアチア，キプロス，ラトビア，リトアニア，ハンガリー，マルタ，ポーランド，ルーマニア，スロベニア及びスロバキア（以下「新加盟国」という）の加盟日から，それぞれの加盟日前に本規則に従って保護されていた又は出願されていたEU意匠は，これら新加盟国の領域に拡張され，EU全域にわたり同等の効果を有する。
2. 登録EU意匠の出願は，第47条(1)に掲げる非登録性の理由が新加盟国の加盟によってのみ適用されることになった場合でも，これらの理由の何れかに基づいて拒絶されることはない。
3. 本条(1)に記載のEU意匠は，無効の理由が新加盟国の加盟によってのみ適用されることになった場合でも，第25条(1)に従う無効の宣言をされることはない。
4. 新加盟国における先の権利についての出願人又は所有者は，第25条(1)(d)，(e)又は(f)に該当するEU意匠の，当該先の権利が保護されている領域での使用に異議を申し立てることができる。この規定の適用上，「先の権利」とは，加盟前に善意で取得された権利又はなされた出願の権利をいう。
5. 本条(1)，(3)及び(4)は，無登録EU意匠にも適用される。

第110b条 評価

1. 2030年1月1日まで及びその後5年ごとに，欧州委員会は本規則の実施状況を評価する。
2. 欧州委員会は，評価報告書及び当該報告書に基づいて導き出された結論を，欧州議会，理事会及び管理理事会に提出する。評価結果は公表される。

第111条 施行

1. 本規則は，欧州連合公報におけるその公布から60日後に施行する。
2. 登録EU意匠の出願は，2003年4月1日からEUIPOに提出することができる。
3. 本条(2)の日の前3月以内に提出された登録EU意匠の出願は，前記の日に出願されたものとみなす。

本規則は全加盟国に関し，その全体において拘束力を有し，かつ，直接に適用するものとする。

附則I 第106aa条第1)に規定する手数料の額

本規則に基づきEUIPOに納付される手数料は、以下のとおりとする（単位：ユーロ）。

1. 第36条(4)に規定する出願手数料：350ユーロ。
2. 第106c条に規定する国際登録に係る個別指定手数料：1意匠につき62ユーロ。
3. 第36条(4)に規定する公告延期のための追加手数料：40ユーロ。
4. 第37条(2)に規定する複数意匠出願の追加出願手数料：1追加意匠につき125ユーロ。
5. 第37条(2)に規定する公告延期を伴う複数意匠出願の追加手数料：
1追加意匠につき20ユーロ。
6. 第50d条(1), (3)及び(9)に規定する更新手数料：
 - (a) 最初の更新期間：1意匠につき150ユーロ。
 - (b) 2回目の更新期間：1意匠につき250ユーロ。
 - (c) 3回目の更新期間：1意匠につき400ユーロ。
 - (d) 4回目の更新期間：1意匠につき700ユーロ。
7. 第106c条に規定する国際登録の個別更新手数料：
 - (a) 第1更新期間：1意匠につき62ユーロ。
 - (b) 第2更新期間：1意匠につき62ユーロ。
 - (c) 第3更新期間：1意匠につき62ユーロ。
 - (d) 第4更新期間：1意匠につき62ユーロ。
8. 第50d条(3)に規定する更新手数料の延滞金：更新手数料の25%。
9. 第52条(2)に規定する無効宣言の申立手数料：320ユーロ。
10. 第67a条(1)に規定する手続の継続手数料：400ユーロ。
11. 第67条(3)に規定する原状回復手数料：200ユーロ
12. 第32a条(1)及び(2)に規定する登録EU意匠（2026年7月1日以前は規則(EC)2245/2002第24条(1)に規定）に関するライセンスその他の権利の登録手数料又は第32a条(1), (2)及び第34条（2026年7月1日以前は規則(EC)2245/2002第24条(1)及び(4)に規定）に定めるEU意匠出願に係わるライセンスその他の権利の設定登録手数料：
 - (a) ライセンスの付与：1意匠につき200ユーロ。
 - (b) ライセンスの移転：1意匠につき200ユーロ。
 - (c) 物権の設定：1意匠につき200ユーロ。
 - (d) 物権の移転：意匠1件につき200ユーロ
 - (e) 強制執行：1意匠につき200ユーロ。ライセンス若しくはその他の権利の設定登録又は同時に複数の設定登録が提出された場合、最大1,000ユーロとなる。
13. 第50e50条(3)に規定する登録EU意匠の変更手数料：200ユーロ。
14. 第70条(7)に規定する返還すべき手続費用の決定に関する再審手数料（2026年7月1日より前に規則(EC)2245/2002第79条(4)に規定）：100ユーロ
15. 上訴手数料規則（EU）2017/1001第68条(1)に規定する金額（同規則第55条(2)に基づく本規則に基づく控訴にも適用される。2026年7月1日より前は、本規則第57条に規定する金額）：720ユーロ。

附則II 相関表

廃止された規則の援用は、規則(EC) No 6/2002の援用と解釈され、本規則の附属書IIに記載されている相関表に従って読み取ること。

規則(EC) No 2246/2002	規則(EC) No 6/2002
第1条	-
第2条	第106aa条(1)
第3条	第106aa条(1)
第4条	第106aa条(2)
第5条	第106ab条(1)
第6条	第106ab条(3)及び(4)
第7条	第106ac条
第8条	第106ad条(1)及び(2)
第9条	第106ad条(3)及び(4)
附則	附則